

法政大学現代法研究所 GC 研究センター

2008 年 夏期合宿報告記録

日時：2008 年 8 月 2 日(土)～3 日(日)

場所：法政大学現代法研究所会議室

—— 目次 ——

報告①：「GC に関する最近の展開」	菅原 絵美(E グループ)	2
<質疑応答>		8
報告②：「日本における GC の取組み」	妹尾 靖子(国連広報センター所長代行)	11
<質疑応答>		17
報告③：「日中韓における GC の取組み」	金 丹 (C グループ)	19
<質疑応答>		27
報告④：「国連 GC の意義—グローバル・ガバナンス論の観点から」	三浦 聡(E グループ)	30
<質疑応答>		35
報告⑤：「CSR と国際法」	山崎 公士 (A グループ)	38
<質疑応答>		44
報告⑥：「消費者教育の意義と課題」	細川 幸一(D グループ)	48
<質疑応答>		52
報告⑦：「GC への政府支援に関する最近の動向」	金子 匡良(B グループ)	55
<質疑応答>		61
報告⑧：「国連 GC と紛争予防・平和構築」	庄司 真理子(敬愛大学教授)	64
報告⑨「GC 研究センターの今後の取り組み課題」	江橋 崇 (法政大学GC 研究センター 一長)	65
<質疑応答>		69
<添付資料>		72

報告①：「GCに関する最近の展開」

報告者：菅原 絵美(Eグループ)

日時：2008年8月2日(土)9:00~10:00

司会：金子 匡良

記録：山口 明子

はじめに

2008年1月から3カ月間ジュネーブの国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)および4月から3カ月間ニューヨークの国連グローバル・コンパクト事務所(GCO)でインターンとして、法政GCセンターから派遣される機会を得た。OHCHRは国連グローバル・コンパクト(GC)のInter-Agency Teamの一機関である。報告者はアジア太平洋ユニットに所属していたが、企業問題担当者らや国内人権機関ユニットとも交流をもったので、あわせてOHCHRの企業問題に関する動向も報告する。

I. 国連グローバル・コンパクトにおける動向

1. 課題ごとのリーダーシップと開発

GCの課題(issues)として、GC原則にある4課題(人権、環境保全、労働原則、腐敗防止)に、ミレニアム開発目標(MDGs)を含む「開発のためにパートナーシップ」、「紛争解決と平和構築」、UNEP-FIやPRIを扱う「金融市場」の3課題を加えた、7つがある。このうち5つの課題において次のような進展がみられた。

(1) 人権・労働原則・腐敗防止作業部会の活動

現在3課題に関して作業部会(WG)が設立され、GCの政策に関するアドバイス、ツールの開発、会合の設定、集団的アクションの提起、ローカル・ネットワーク活動の支援を行う。

① 腐敗防止作業部会

2005年1月に第1回、2005年9月に第2回、腐敗防止作業部会が開催された。第3回作業部会が今年6月5・6日ウィーンにてGCOと国連薬物犯罪事務所の共催、そして国際商工会議所やトランスパレンシー・インターナショナル、世界経済フォーラムのPACI(Partnering Against Corruption Initiative)の協力のもと開催された。成果として、「子会社・取引企業・下請企業に対する多国籍企業本社に関するサブ・グループ」、「腐敗防止ツール・リソースに関するサブ・グループ」、「第10原則の報告に関するタスクフォース」、「腐敗防止教育イニシアチブ」「マルチ・ステイクホルダー対話ネットワークイニシアチブ」

「CEO ステイトメントイニシアチブ」「メディア参加イニシアチブ」が立ち上がった。(企業 19/ NGOs・企業集団 9/ 国際機関 13)

② 人権作業部会

2007 年始め、メアリー・ロビンソンおよびその NGO (Realizing Rights: The Ethical Globalization Initiative) のイニシアチブにより、人権作業部会 (HRWG) が発足した。ロビンソンが議長として会合をリードし、これまでに 4 回会合が開かれている。第 4 回 HRWG 会合の結果、WG がグッド・プラクティスを認定する機関となること、WG のなかに 3 つのサブ・グループ (グッド・プラクティス承認サブ・グループ/EHRBP 編集サブ・グループ/人権宣言 60 周年記念 CEO ステイトメント準備サブ・グループ) を設置すること、およびビジネス・スクールと連携することが決まった。サブ・グループのメンバーとして企業も数社加わっており、電話会議や E メールなどで積極的に意見交換を行っている。(企業 23 / NGO 6/ 企業集団 4/ 国際機関 5)

* 現在行われている具体的活動

ガイドライン・ツール (ケーススタディ) の開発

ガイドライン・ツールの制作決定・共同開発・運用結果・再評価という一連のプロセスが行われている。現在は、Embedding Human Rights into Business Practice の第三版のため、ケーススタディ・ガイドラインの改訂、企業ケースの選抜、編集方法などが議論されている。

グッド・プラクティスの認定

経験や教訓の共有のため、GC では企業による実践事例の収集を行ってきた。さらなる取り組みとして、企業を含むマルチ・ステイクホルダーから構成される人権作業部会が、権威として、企業のグッド・プラクティスの認定を行う。

企業の人権問題へのリーダーシップを示すステイトメント

世界人権宣言 60 周年を祝うため、GC 参加企業の CEO らが、人権問題は、石油など天然資源関連企業だけの問題ではなく、企業全体に共通の問題であることを示すために、ステイトメントを発表する。

③ 労働作業部会

2008 年より、労働作業部会 (LWG) が発足した。準備会合 (3 月) には報告者も参加、第 1 回会合は 5 月に行われた。GC 諮問委員会メンバーであるアントニオ・ペナロサ (International Organization of Employers) およびゲイ・ライダー (International Trade Union Confederation) が共同議長を担う。第 1 回では、ブレイン・ストーミングが中心で、

作業部会の今後の方向性（国際労使関係協会との協力）、ツールの開発が議論された。参加者は、ほとんどが ILO 関係者であった。（国際機関 15 (ILO 14) / 国際的労働機関 4 (IOE 1/ ITUC 1/Council of Global Unions 1/Union Network International 1) / 企業集団 1)

(2) 「紛争解決・平和構築」課題と既存の作業部会の連携

当初当該分野にも作業部会を設置する予定であったが、作業部会が複数できることの弊害（同じ企業担当者が複数の作業部会に出席しなければならないとの苦情）を受け、現在は新たな作業部会は設けずに、既存の作業部会に組み込む形で進められている。例えば、HRWG 第 4 回会合において、GC が取り組んでいる紛争解決・平和構築に関する企業活動調査の結果を HRWG と共有し、今後の WG 活動につなげていくことが議論された。

(3) 環境に関する 2 つのイニシアチブ

環境に関しては、「CEO 水マニフェスト（2007 年 7 月発足）」および「Caring for Climate(2007 年リーダーズサミットにて発足）」がメインとなっている。

「CEO 水マニフェスト」に関しては、2008 年 3 月 5・6 日ニューヨークで会合が持たれた。また、G8 洞爺湖サミット開催を受け、参加政府に対し、「CEO 水マニフェスト」参加企業 19 社の CEO から、水問題に対する積極的行動を求める手紙を発信した。

「Caring for Climate」は 2008 年 10 月に最初の会合が行われることになっている。現在、参加企業増加を目指し、ローカル・ネットワーク (LNs) への働きかけを強めている。

2. 誠実性確保の措置

(1) Communication on Progress (COP)

COP に関しては、COP 再検討プロジェクトの成果として全ての COP が再検討・分析され（どの GC 原則が言及されているか、実践の詳細を含んでいるか、結果または予測される結果の評価が含まれているか、GRI 指標を用いているか、など）、GC web サイト上で検索できるようになった。2008 年 1 月に 394 社が初めて除名されたのに続いて、6 月には 236 社が除名、合計 630 社が除名された。

(2) Dialogue Facilitation

「組織的または過度な侵害の申立」への対応を GCO では Dialogue Facilitation と呼んでいる。Dialogue Facilitation に関しては、当事者・GCO および協力機関（ILO または LNs）以外には原則非公開で、GCO のアカウントビリティとして GC 諮問委員会およびドナーグループに利用数が示されるのみである。現在までに 100 件ほどのケースが届いており、GCO は対象のケースと認めると、申立人と GC 参加者間の対話の設定を試みる。必要な場合は、Inter-Agency Team の国連機関、OECD、LNs に接触し、問題解決のためのアドバイスを求めてきた。報告者の印象（特に 2007 年から 2008 年 5 月まで）では、ほぼ全

でのケースが一応の解決に至っていた。名称・ロゴの濫用の防止には効果的であったり、原則違反の訴えに関しては、申立が濫用（Dialogue Facilitation の範囲を超えるもの）であったり、申立人が最終的に Dialogue Facilitation を使用しないことを決定したりするケースが多々あり、非公開の問題性（申立側への情報の不足）が指摘できる。

3. 主体別のイニシアチブ

① PRME（責任ある経営教育原則）

GC が他の 7 組織と共同で運営しているもので、ビジネス・スクールを中心に CSR に配慮した企業経営者育成プログラムの確立を目的とするイニシアチブである。ビジネス・スクールを巻き込んでいる点で、前述のように GCHRWG との連携確立が模索されている。PRME としての第 1 回グローバル・フォーラムが 12 月 4・5 日ニューヨークにて開催される予定である。2008 年 4 月に参加ビジネス・スクールの数が 100 を越え（7 月 31 日現在 139 校）、日本からは法政大学大学院環境マネジメント研究科が参加している。

② PRI（責任ある投資原則）

ESG（環境・社会・コーポレートガバナンス）に基づく価値を企業への投資活動に反映させようとするイニシアチブである。2005 年 4 月から 2006 年 1 月までの議論を経て、国連、国連 GC および UNEP-FI が中心となり確立した。現在、PRI のもと 15 兆ドルが運用されている。

4. ローカル・ネットワーク（LNs）

これまで、世界中で 70 以上の LNs が発足してきた。最近のところでは、7 月 16 日にイスラエルで発足している。増加に伴い、LNs 年次会合（バルセルナセンターが運営）のほかに、地域ごとに LNs 会合が開催されるようになってきた。地域会合は、アフリカ（2008 年 1 月）、ヨーロッパ（2008 年 5 月）、アジア（2008 年 6 月）、ラテンアメリカ（詳細は後日発表）がある。現在のところ、ローカル・ネットワークの集まりとしての機能のみで、地域ネットワークとして機能しているとはいえない（アジア会合では以前アジアのグッド・プラクティス集を作成しており、地域としての一定の活動も見られる）。参加者の増加、地域的拡大を受け、GC 参加に関するマネジメント（参加希望者のスクリーニング、参加手続の補助、GC 原則実践および COP 提出の支援、GCO 主催のイベントへの参加手続など）に関する LNs の役割の重要性が認識されてきた。その一方で、LNs の質または資源は様々であることが問題視されている。それぞれの地域会合、および年次 LNs 会合では、LNs が備えるべき要素（企業主導型かつインクルーシブ型、組織（事務局・ボードなど）・最低年 1 回のイベント活動・GCO とのコンタクト・GC の誠実性の確保・年次報告制度など）に関する議論に集中している。その一方で、LNs 間での交流の促進が図られており、一定の成果（相互のイベントへの参加、共同イベントの開催など）が見られる。

II 国連人権高等弁務官事務所の動向

国連人権高等弁務官事務所での「企業と人権」問題は、主に Research and Right to Development Division, Development and Economic and Social Issues Branch, Human Rights and Economic and Social Issues Unit で扱われている（アルブール時代に縮小）。当該ユニットに企業担当者（2名）がいる。2008年3月現在のOHCHRの「企業と人権」に関する活動は、主に3つある。

1. 国連GCとの人権政策

前述のGCHRWGを中心とした活動である。OHCHRは事実上のコアメンバーとしてGCの人権政策にコミットしている。

2. 国連事務総長特別代表（SRSG）ジョン・ラギー報告書作成

旧人権委員会また現人権理事会の特別手続の一つとして、企業と人権に関する国連事務総長特別代表が設置されてきた。ハーバード大学の国際政治学者ジョン・ラギーが2005年に就き、報告書を提出している。この報告書作成にあたり、ステイクホルダーミーティングや地域会合をセッティングし、報告書作成の補助など、マンデート遂行に当たっての事務局的な支援をしている。ラギーが2008年6月に提出した最新レポートでは、国家の保護義務、企業の尊重責任、救済手段の三つを基礎とし、「企業活動と影響の範囲内」の概念の否定、due diligenceを中心としたマネジメント枠組み（ただ、GC人権マネジメントフレームワークへの言及はない）の提示を行っている。2003年に人権小委員会で採択された人権規範は、「過去の歴史」であり、法的拘束力のみならず、政治的なサポートもない文書だとしている。2008年6月人権理事会決議により、ラギーの特別報告者としての任期がさらに3年延長された。

3. 国連人権高等弁務官事務所内プロジェクト

OHCHRの現地事務所を通じた、「企業と人権」の啓発および企業活動のモニタリングが議論されている（実現に至ったかは不明）。また、ラギー報告書作成にあたり、OHCHRは主要人権7条約ごとに国家の企業活動に対する保護義務について報告書を作成した。これに基づき、事務局レベルで調整が図られれば、普遍的定期的審査（UPR）へ生かされる可能性がある。同様に、ラギー報告書との関係で、国内人権機関ユニットと共に、国内人権機関の「企業と人権」に関する実行の調査、また「企業と人権」を扱ったフォーラムの開催が行われている。企業活動へのモニタリングの観点から国内人権機関の動きもまた期待される。

III まとめ

GC 各作業部会や環境に関するイニシアチブなど企業が組み込まれる仕組みが整えられ、加えて GC-JN など企業主導型の LNs が増加したことを受け、企業が GC 原則の自社での実現のみならず、グローバルまたはローカルで GC 政策運営自体を担う状況が進んできている（そのような積極的企業は極めて少数であるが）。

GC 原則は一般的かつ包括的な原則となっており、具体性に欠け、GC 参加企業を困惑させてきた。しかしながら、上記のように企業が参加し政策を形成するなかで、企業自身が原則の具体化（例えばマネジメント枠組みの開発など）に関与してきた。

さらに、複合的なネットワークが形成されてきた。例えば、HRWG と PRME の連携、HRWG と CEO 水マニフェストや Caring for Climate の連携、または腐敗防止作業部会への LNs の参加などである。

その一方で、多くの課題も浮上している。例えば、HRWG をリードするのは、結局のところ、GC 人権チーム、OHCHR、Realizing Rights のメンバーであり、企業は含まれていない（その一方で、サブ・グループに参加する企業の発言の影響力が増加している）。また、HRWG の参加者は北側およびラテンアメリカからであり、アジア・アフリカに関しては参加者がおらず、地理的配分に公平性を欠く（次の HRWG に法政センターから山崎公士教授が参加する）。

誠実性確保の措置に関しては、参加企業の COP に関する知識不足が言われ続けており、Dialogue Facilitation は一応活用されてはいるものの濫用が多い。誠実性確保の措置のみならず、GC および GCO、そして GCO と LNs の関係に関する参加者間の認識のギャップは大きい。

以上のように、課題も多く抱える GC ではあるが、マルチ・ステイクホルダー・ネットワークの場としての拡大は著しい。GC 原則を振り返りながら、ネットワークを活かした形での GC の今後の発展に期待する。

< 質疑応答 >

参加者：COP630 社が除名されたということだが、主な理由は何だったのか？

菅原研究員：COP の中身ではなくて報告をしたかしないかが問題となる。新規参加企業は COP を 2 年以内に出さなければならない。その期間内に出さないと「non-communication」とカテゴライズされてしまう。その後さらに 1 年たっても出さないでいると「inactive」とカテゴライズされ、さらに 1 年たって出さないとき除名となる。既存の参加企業は毎年 COP を出すことになっており、報告をしなければ同様に段階を経て除名される。

参加者：労働作業部会への ILO のコミットメントが遅れ、2008 年になって発足したということだが、それには何か理由があったのか？

菅原研究員：人権作業部会が活動を進めている時期に、ILO の GC 担当者が移動になってしまい、移行期にフォーカルポイントがいなくなってしまうことが理由のひとつである

う。もうひとつの理由は ILO が伝統的な国際機関であるうえ、OHCHR と違い組織全体が GC に関与している。よって、意思決定においてプロセスが多く、決定に時間がかかることが考えられる。

参加者：GC オフィスはどのような人が何人で運営しているか。また彼らのバックグラウンドはどのようなものか？

菅原研究員：現在、正規のスタッフ現在 20 人程度、インターン 4 名ほどいる。法律のバックグラウンドを持つ者は少ない。人権チーム担当者が 1 名、唯一のローヤーとして法律問題を担当している。他様々で社会学や経済学を専攻する者もいる。ビジネス・スクール担当のマニュエル氏はビジネスの博士号をもつ。他に NGO マネジメントの研究をしている人もいる。

GC に限らず、国連機関では、4,5 年をめどにポジションを変えていく人が多い。他の国際機関に行ったり、大学に戻ったりする。特に、GCO ではインターンから独立のコンサルタントとして雇用される場合が多々あり、その結果、マスター時に採用され、ドクター進学を期に GCO を去る人もいる。

参加者：レジュメにある「企業活動と影響の範囲内」の説明をお願いしたい。

菅原研究員：「企業活動と影響の範囲内」とは 2003 年の人権小委員会採択の人権規範、および GC でも用いられているもので、企業が国を越えて活動する地域全て（本国および受入国）が入ってくる点で特徴があり、その範囲内で人権に対応してほしいという概念だった。しかしながら、企業の規模、業種によって範囲に差異が生じるため、実際問題として、企業は自分たちの範囲を特定しにくかった。このような理由でこの概念が実質的でないと否定されたとラギーは報告書のなかで言っている。

参加者：グッドプラクティスの認定とは具体的にどのような基準で行われているか？

菅原研究員：それを考えるためにサブグループを結成することになったが、私がいるときにはまだ議論の段階になかった。現在サブグループが試験的に動いており、第 5 回の人権作業部会で報告をすることになる。

参加者：ラギーが報告書で GC に言及しなかったのは興味深い。何が理由だと思うか？

菅原研究員：厳密に言えば、GC と OHCHR が一緒につくってきたフレームワークに言及がなかったということだが、学者である彼が新しいアイデアを提示し、アピールしたかったのではと思われる。

参加者：ILO は CSR に力を入れていると聞くが、ワーキンググループの組織として組合側も入るか？

菅原研究員：実は今回も Council of Global Union、Union Network International の代表者が参加している。実際、組合側もワーキンググループに入ってきているし、これからはますます組み入れていく。

参加者：GRI の規格はどんなものか。ISO26000 に GCO でもかかわっていると聞いている。

菅原研究員：GCO から代表者が ISO26000 主催のフォーラムに参加して意見交換している。

GRIとMOUを結んでおり、GC自身が関係性を築いている。会合にお互い参加しているが、特に作業部会はない。さらに今後フォローアップしていく。

江橋研究員：わずか3ヶ月でこれだけGCOの最先端のところが見られた。ありがとうございました。

センター的な視点からどう応じたらよいかを考えていく。作業部会ベースの情報をこれからもNYと仲良くして情報流してくれるとありがたい。

人権作用部会のところで環境、腐敗防止について日本では手薄である。ここをセンターで全面的に協力してやっていきたい。今年の10月ボンの人権作業部会でローカル・ネットワークの会合が開かれる。山崎さんに出席いただいてどういう具合か見てもらう。これから年3、4回ぐらい出席しなければならないし馬力がある。電話とかメールで接触しないといけない。私たちがアジア唯一となると、中国と韓国はどうなっているかという質問にも答えなければならない。若手でこれに集中できる人がいるとよい。探していく。

人権作業部会とはしっかり連携していく。労働作業部会のほうは連合やILO駐日事務所とも仲良しなのでお世話になると思う。紛争解決、平和構築に関心がある人もいる。東大のグループなどと連携してやっていく。環境のところもそうだがGCOの対応を見ながら考えていく。

COP報告書をどう書けばよいか、どう分析評価するのかはわれわれの最大関心であり持ちネタにして今後とも調査研究していきたい。

PRMEに関しては法政の環境マネジメント研究科とPRME6原則日本語訳も含め学内の連携を深めて行動していくところだ。

ローカル・ネットワークにはソウルで参加したが、アジアネットワークの日本での働きについてモニターしようと思う。

報告にあったラギーと早い段階で接触していく。日本にきてもらうことが可能か、そうであればきてもらいたい。

個人的興味は、企業活動に対する国家の保護義務について相当議論が進んでいるようで私たちの関心があるところである。しっかりマークせねばならない。

この報告でポイントが良く見えた。ありがとう。

江橋研究員：多様なステークホルダー（自治体、労組、学術団体）の方はGCOでどう動いているか？

菅原研究員：自治体についてGCOではなく、メルボルンの方で全て行っているため、新情報は得られていない。労働組合の参加は、GCOにとっても、課題であると言われている。この点もILOと関係していくのではないかと考えている。学術団体についてGCOのフォーカスはPRME、ビジネス・スクールに向いている。人権チームとしてはロースクールのほうが積極的に参加していると感じている。その他の学術団体の参加についての情報は今回あまり得られていない。

参加者：参加企業のCOPへの意識不足を指摘しているが、GC内でこれを解消するための

策や考えはあるか？

菅原研究員：取組みとして COP に関するものはローカル・ネットワークを使おうとしている。現在、依頼があると GCO の COP 担当者が、世界中に飛んでレクチャーして対応している。しかし GCO の人数は少ないし、その内 COP 担当は 1、2 人でそのつど世界に飛んでいくのは困難である。COP が何たるかを教えるのをローカル・ネットワークに担当して欲しいと考えている。現在アイデアとして、ローカル・ネットワークの中で COP のフォーラムを持とうとしている。実際、米国ローカル・ネットワーク会合では、GCO の COP 担当者がパネリストとして COP とは何かについてレクチャーした。

報告②：「日本における GC の取組み」

報告者：妹尾 靖子(国連広報センター所長代行)

日時：2008 年 8 月 2 日(土)10：00～11：00

司会：金子 匡良

記録：土屋 仁美

1 日本での GC の発展：GC 立ち上げから GCJN 強化・新体制に至るまで

(1) 国連に入ったきっかけ

大学院で中東を研究し、アラビア語も勉強していた。特にパレスチナ問題に関わりたいたるところから、国連に入りたいたと考え、大学院を修了する直前に外務省の JPO アソシエイト・エキスパート試験を受けた。英語と一般常識の試験の後、面接でパレスチナ難民救済事業機関(UNRWA:当時の本部はウィーン、現在はガザ)で働きたいと希望したところ、UNRWA の JPO 第 1 号として派遣されることとなった。UNRWA では正規職員に等しい扱いを受けた。その後、イタリアから第 2 号が来た。今では若手が多数入っている。当時の私の関心事は、パレスチナ問題という国連が力を注いできた問題であり、現場で働きたいということから国連を選んだ。GC の推進というビジネスを対象とする国連の仕事にその後自分が関係していくとは当時、予想していなかった。

その当時、国別では日本は UNWRA に対する第 2 位の支援国で、小麦の抛出もしていた。高いアメリカの小麦を購入するよりも、近場でもっと安い小麦をより多く購入して、難民に支援できないかと本部は考えており、私の最初の仕事も小麦援助を競争入札に移行することであった。その当時は、本部には日本人としては自分一人で、レバノンに 1 人、アンマンに 1 人いた。私の国連ライフは、このように人道支援から始まった。

国連広報センターには、約 13 年前から勤務しており、高島氏や野村氏の下で務めてきた。現在、国連広報センターでは自分を含め 7 名で仕事を行っている。事務総長が訪日した際の大使館的な機能をするほか、日本に事務所を持っていない国連諸機関の広報も行っている。例えば、UNEP についても、事務所が大阪にあるため、UNEP 上級職員訪日の際には、

できる範囲で広報のお手伝いをしている。このようにセンターは国連の広報一般を広く扱っている。

GCに関しては、日本でこのような研究センターが設置され、GCを深く研究していただくことは大いに歓迎すべきことであると思っている。

(2) GC との出会い

2000年11月、事務次長補(当時)であったジョン・ラギー氏が来日した。高島氏が所長であった当センターに対し、日本の国連代表部(NY)を通して、ジョン・ラギー氏のプライベート・セクターとの橋渡しをするように、日本企業への訪問をアレンジして下さいとの要請が国連本部からあった。

ジョン・ラギー氏はGCを立案した中心人物であり、「持続可能な開発のための世界経済人会議」(WBCSD)の招待で来た。ジョン・ラギー氏とともに5~6社の大企業を訪問した時の私の印象としては、「アナン事務総長の趣味なのでは？」という感想があり、GCのことはなかなか理解されなかった。また、国連から企業にアポイントをお願いした時には、「寄付のお願いではないですよね？」といった質問もあった。当時、企業にもCSRの担当者が不在という状況で、環境、経営企画等の担当者に説明を行った。CSRがまだ広く知られていない状況であったが、今思うとこのような訪問も無駄ではなかったと思う。8年前に比べると現在GCは急速に発展しており、日本で65社、世界的には5865団体の参加に至っており、その中で4000を超える企業が参加している。

GCについては、初期段階を経て、2005年後半から第2段階に入っている。誠実性確保の問題として、ロゴ使用などが放任的に普及してきたために、多々問題が発生しており、そのような問題に対処する必要があることから、GCの品質保証に取り組んでいる。また、第2段階としてのもうひとつの大きな動きとしては、ローカルネットワークで広めていくという方向性が挙げられる。

(3) GC の発展と日本の動向

GCは1999年の世界経済フォーラムで提唱された後、2000年の夏、事務総長によって正式に発足した。日本での動きとしては、キックマンがまず参加した。茂木友三郎氏がジョン・ラギー氏と知人であったこともあり、個人的にトップ主導で第1号となった。その後は、なかなか続かず、2002年4月にリコーが第2号となり、2003年5月までに8社がGCに参加することになった。基本的には、8社には環境を中心にGCの原則を支持していくといった考え方があり、なかには、その他の原則については消極的に考えている企業もあった。日本の企業は完璧を目指す傾向があり、参加に難色を示していたが、その場合には、「GCに参加する企業には、100点満点を取らないと参加できないというのではない。問題を抱える企業の参加も多い」と当センターでは説明を行っていた。このように、日本では最初はゆっくりとしたペースで進んでいった。

2002年5月21日に高島元所長のもとで、経団連会館でGC説明会を行った。この時点が日本でのGC発足と言える。その後、2003年末にGCJNを立ち上げた。当時は野村氏が所長であり、キッコーマン、富士ゼロックスの方々を中心に顧問になっていただき、ローカルネットワークが立ち上った。また、好ましい影響を与えたイベントとしては、2004年2月、当時のアナン事務総長の訪日時に、経団連で奥田会長および財界首脳とのランチ・ミーティングがあり、国連事務総長から日本経済界に対してGCへの積極的な参加を訴えたことが挙げられる。その年のニューヨークでのリーダーズ・サミットでは、広報センター所長のほか、企業ではリコー、アマタ、坂口電熱の3社が参加した。日本企業の参加は限られていたが、参加した企業からは「参加してよかった」との肯定的な感想を述べていた。加えて、その時に10原則目である「腐敗防止」が追加された。民主主義的なプロセスで加えられたこともあり、ビジネスからも理解が得られた。日本の参加企業のなかには、今後、10原則、11原則と次々と追加されるのではないかと懸念している企業もあった。

2005年には、GCJNにおいて規約が採択された。前年から力を注いでいたものであるが、第5条に基づいて運営委員会を設置し、細則によってGC参加基準が上場企業、非上場企業、市民団体、労働団体、アカデミックの場合に分けて規定された。6月には、三井物産のパリ社長がミレニアム開発目標(MDGs)に関するパリ会議に参加している。事務総長がヨーロッパのビジネスリーダーを対象に、MDGs促進のために企業の参加を呼びかけた。2005年9月には、グローバル・コンパクトのローカルネットワーク会議の第3回会合がバルセロナで開かれ、当時の運営委員長会社である三井住友海上と副委員長会社の三井物産が出席した。この辺りから、日本の企業が運営委員会の委員長、副委員長になり、これらの方々を中心に「オーナーシップ」が見られるようになった。国連からの一方的な呼びかけに応えるだけでなく、自分たちのものとしてGCを捉え、推し進めていくようになった。11月末～12月1日の上海でのチャイナ・サミットでは、中国での開催ということもあり、日本から積極的な参加があった。三井住友海上や富士ゼロックスのトップが参加し、プレゼンテーションを行っている。12月末のニューヨークの国連総会では、「グローバルパートナーシップに向けて」という総会第2委員会の報告に基づく決議がなされた。国連加盟国192カ国の総意として、GCプログラムの存在意義と今までの成果が確認され、国連のプログラムとして進められることが決定された。それまでは広報局としても、「国連としてどのように活動していくのか？」といった不明確な部分があったが、ここにきてやっと国連全体としての認知を得た。

2006年には、川崎市がGCJNに参加している。その後、事務総長が指名する20名によって組織されるGCのボード(理事会)が設置された。約半数が企業であり、その他にもビジネス団体、労働団体、NGO、国連の計20名がメンバーとなっている。これによって本部体制も強化された。GCボードについては、日本から三井住友海上の植村氏が、2007年からは富士ゼロックスの有馬氏がメンバーとなっている。また、その他のアナン事務総長のGCに関する成果としては、ニューヨークの証券取引所でのPRI(責任ある投資のための原則)

の発足がある。その直後に訪日した事務総長が行った話の中心は、PRI のことであった。2007 年には、ネットワーク・フォーカルポイント地域会議アジアが ESCAP との共催でバンコクにおいて開催された。広報センターの他、富士ゼロックスはタイから、三井物産もシンガポールから参加するなど、日本からではなく現地の企業が参加するという手法をとった。5 月には GCJN の運営員会の改選があり、運営委員長、副委員長の交代があった後、夏にジュネーブにおいてパン・ギムン事務総長の主催でリーダーズ・サミットが行われ、日本からは富士ゼロックスの有馬氏が参加し、ボードメンバーに就任することが発表された。また、日本では GC のジャパン・アカデミック・ネットワークが発足し、アカデミックでも関心が高まった。10 月には、メキシコのモンテレーで、「進捗(progress)と価値(value)」というワークショップと年次 GC ローカルネットワーク・フォーラムが行われた。日本からは富士ゼロックスの渡辺氏とアマタ株式会社の多田氏が参加している。

2 最近の出来事：パン・ギムン国連事務総長との会合（2008 年 6 月 30 日、東京）

2008 年には、日本における GC の展開がより強化されることになり、ビジネス主導で GC を推進するために GC - JN が新体制に移行した。その直後に、機会にも恵まれ、パン・ギムン事務総長が初めて訪日することになり、GC - JN によってレセプションが野村氏の司会で開催された。和やかな雰囲気の中で意見交換が行われ、ここに来て日本における新しい局面、日本における GC の第二段階に入ったと言って良いだろう。

3 国連とのパートナーシップを通して GC の精神を理解・支持する

(1) ミレニアム開発目標(MDGs)の達成に向けて

国連が GC に希望することは、今後、MDGs の 8 つの目標に対する企業のパートナーシップ（協力）であり、日常業務の中でできることをやってほしいということである。野村氏の論文にも多くの事例が紹介されている「ビジネス・アンユージャー」という資料が引用されている。例えば、フランスのコスメティックカンパニーのロクシタンが、ブルキナファソの女性協同組合が採取したシアを原料に保湿剤をブランド化しており、日本にも出店している。自分が身につける商品の生産過程を知ることによって、協力したいという思いになる。そのような商品がもっと日本の生活に溶け込んでいくことを望んでいる。消費者も一緒になった CSR を進めていくことにもなる。

それに関連して、MDGs の進め方について、UNDP(国連開発計画)の新報告書が 1 カ月前に出ている。報告書では貧困層を対象としたビジネスを進めていくことに言及しており、これは国連の新しい取り組みである。GC についても、国連と企業の関係について当初は批判があったが、今ではそのような壁が壊れていると感じる。報告書には win - win の関係として約 50 の例が挙げられている。研究者の分析を通して、日本の企業を対象にするような MDGs と GC との関係を見つけてほしいと願っている。

また、GCO が出している「After the Signature」においても、最終的に国連が期待してい

るのは、パートナーシップであることがわかる。この方向性については、見えやすい業種もあるが、業種によっては方向性が見えづらいこともある。国連文書は、英語しかないものが多いので、アカデミックな方々の力によって日本語訳を作成し、もっと日本で紹介してほしい。GCを広めていくためにはメリットを感じ、お互い win-win の関係が必要であると考えられる。今後、第 3 段階に進むためにも、参加団体にメリットを考えてもらうことが必要である。

(2) 世界人権宣言 60 周年 (12 月 10 日)

今年是世界人権宣言が採択されて 60 周年を迎える。世界人権宣言の普及は、国連広報局の優先事項となっている。先日、アムネスティ・インターナショナルと話した際には、世界人権宣言を広めたい、読んでもらいたいという思いで同意した。アムネスティ・インターナショナルでは、谷川俊太郎氏の訳でわかりやすい日本語訳を出していることから、「何か一緒にできないのか」と考えている。世界人権宣言を、人権を学ぶきっかけとしてもらいたい。また、今年には障害者権利条約の効力発生となっていることから、「どのように日本の職場や教育現場で人権を進めていくのか？」といった課題もある。GCにおいても人権は、重要なキーワードである。

<高島肇久氏からの補足>

2000 年から 2002 年 7 月まで国連広報センター所長を務め、外務省の報道官を経て、現在は学習院大学で教えている。妹尾氏と共に日本での GC の立ち上がりを経験した。その当時は、キッコーマンの茂木氏の協力が大きく、経営者個人として携わってもらった。茂木氏は経済同友会でも声掛けをしたが、経済同友会そのものが動くことはなかった。経済同友会は企業の経営者が個人の資格において入るものであり、経団連は、団体として GC に対する関心を示していなかった。そのため、キッコーマン 1 社でスタートすることになった。その後、2002 年 5 月には、経団連からの協力を得て、経団連会館を使って GC の説明会を行った。ニューヨークからジョン・ラギーの部下のフレッド・デュビーの他、数人の説明役が参加して、日本の経済界とメディアに向けて、初めて GC についての包括的な説明が行われた。直ちに効果があった訳ではないが、GC が立ち上がった。その後は後任の国連広報センター所長となった野村氏が発展させていくことになる。

2 人の共通の印象としては、日本の企業は、非常に GC のような誓約・約束に対して、責任感を強く持っている。「枠がはめられてしまうのではないか?」、「過去の問題を掘り返すことがあるのではないか?」といった躊躇があった。その場合には、GC に対する外国と日本との受け止めかたの違いを説明して納得してもらったケースもある。また、GC をうまく利用して、国連という言葉を使って商売や自分のポジションを有利にしようと考えた企業もあり、一時期問題となったこともあった。このような経験をもとに、GC-JN に参加する際の参加基準・資格を設定し、システムを確立したことにより問題が解消され、事態は随

分良くなっている。

日本の企業と MDGs(ミレニアム開発目標)、DOP、Bottom Billion については、日本の企業全体に国際的な社会貢献という意識が広まってきている。GC という国際法に基づいた1つの企業の存在の理念といったものを、国連との盟約によってお互いにしっかり活動しようということを出発点にしている。ますます日本企業が自分の企業活動と社会、国際社会といった問題を積極的に前向きにとらえ、企業活動の中で捉える気運が高まっているのではないかと考える。

外務省にいた当時から第4回アフリカ開発会議(TICAD IV)やG8サミットにかけて国際的なCSRという観点から日本の企業の活動ぶりを見てきた私の印象は、はじめの内は環境にしか目が向いていなかったが、最近はアフリカ支援などに進んでいこうとする動きがあり、成果も上がっていると思う。以前は具体例として蚊帳の話しかなかったが、今は沢山の日本企業がコミュニティー開発を含めて様々な問題に取り組んでいる。こうした動きはテレビ東京の「ガイアの夜明け」にも取り上げられ、高視聴率を獲得している。このことから日本の社会全体にそうした気運が盛り上がっていることがわかる。GC という1つの大きな運動の中で、アカデミックな支援の存在が、企業にとっても、世界にとっても良い方向に働くのではないかと期待している。

<野村彰男氏からの補足>

2003年3月から2005年12月まで国連広報センターの所長として、GC ジャパンネットワークの立ち上げや規約の作成を進め、日本での体制固めに努めた。GC はローカルネットワーク主体に活動を広げる第二段階に入っており、GCJN も今年から事務局が広報センターから離れて企業主体になり、参加企業が資金を出し合っってオフィスを構え、スタッフを出すといったように大きな変化があった。企業が企業に働きかける形で参加企業の拡大につとめ、できれば遠くない将来 200 ぐらいまでに増やしたいという目標を持っており、非常に熱心な取り組みが見られる。企業によるオーナーシップが感じられ、日本のビジネスカルチャーを変える推進力になりたいという意気込みすら感じる。GC の10原則に関していえば、日本企業はかねて環境については熱心だが、人権、労働、腐敗防止については、自社の企業活動との接点をつかみかね、戸惑う様子がかがえる。特に人権については、同和問題などへの限定的な対応として考える傾向があり、すべての人に関わる問題としての認識が薄い印象を受ける。残念だが日本経団連は GC について腰が重く、政府もヨーロッパ諸国などに比べると、GC に積極的に関わり応援してゆこうという姿勢がみられない。GCJN が新体制になって、ボードの議長である有馬利男・富士ゼロックス相談役が外務省から協力姿勢を取り付けたことは前進だが、日本ではなかなか実質的な官民共同が進まない。政府や国際機関だけではなく、企業、市民社会、NGO が共通の目標に向けて協働していくという感じにならないことが、一つの大きな課題だと考えている。ヨーロッパのように活動を政府が積極的に推進するのは状況が違って、日本は企業のイニシアティブで進

んでいる。これはある意味で健全であり悪いことではないが、それが日本での進行の遅れの要因の一つであると考えられる。

<質疑応答>

参加者：企業の除名についてはどのように対処してきたのか？ 現在は、富士ゼロックスとアマタがイニシアチブを発揮しているが、これまでにどのような企業が主導的役割を果たしてきたのか？

妹尾氏：除名については、8年前はGCの名前を乱用するケースもあった。従って、日本からは国連広報センターを経由しないとGCに入れられないという体制を整備した。また、広報センターとして除名するという機能はなく、そもそも除名という言葉自体がGCにはそぐわないように考える。COPは現在、英語しかない状態であることから、日本語訳にして広める必要があるのではないかと考えている。ライブドアについては、こちらから除名したのではなく、問題を起こした後、自ら脱会したという状況である。

今までに主導的役割を果たしてきた企業については、最初の運営委員長会社である三井住友海上であり、当時のCEOの植村氏はGCボードのメンバーであった。それを引き継いだ富士ゼロックスの有馬氏は、前回のリーダーズ・サミットに参加した際に、日本のGC強化が必要だと痛感し、今の新しい体制、ビジネス主導の新体制を構築した。当初からGCには、三井住友海上と三井物産、リコーといった環境に関心のある企業が積極的に参加をしていた。

江橋研究員：GCは、JNも活動を始めているが、国連のプログラムであることから、UNICとの協力をこれからもお願いしたい。

昨日の幹事会での決定事項として、GCとしてもミレニアム開発目標(MDGs)について取り組んでいくべきと考えており、オリンパスの松崎氏が「ほっとけない世界のまずしさ」などと協力して、日本においてミレニアム開発目標(MDGs)をどのように出していくのかといった問題で活躍しており、そのような方と連携して、この秋に取り組んでいきたいと考えている。アジアにおける子どもの人権、女性の人権、ミレニアム開発目標(MDGs)における人権、消費者の権利を中心に取り組んでいこうと考えている。また、世界人権宣言60周年ということもあり、それに向けて研究・啓発を重視している。企業と人権については、いくつかのグッドプラクティスを中心にと考えているほか、人権自体については、今月中にヒューマンライツマネジメントフレームワークのポスターの日本語訳を完成させたいと考えている。その場合にはGCOからの許可が必要であるということから、ご協力・ご指導をお願いしたい。そして、企業に広げていきたいと考えている。企業が人権に取り組む角度があることを広めていきたい。

また、最後に、アムネスティとの話し合いを行ったということですが、人権宣言40周年に誰にもわかる、小学生にもわかる人権宣言をつくったのは、実は私であり、大阪の子供た

ちに社会科の授業の際に訳してもらい、最後に谷川氏には美しい日本語にしてもらったという感じでした。その際に谷川、アグネスチャン、江橋の3人でビデオを作って、販売した。当時は、六法全書に乗っているものは難しいという認識があったが、これによって人権宣言が身近になったと思う。

参加者：GCのローカルネットワークを担う存在として、UNICがされているのは特殊な状況であると考えている。以前の状況をみて、その経緯が分かったが、UNEPなどについてはどうだったのだろうか？

高島氏：そもそも国連広報センターがあるのは、アジアでは日本だけであり、GCは事務総長の主導のもとに進められていたので、東京の場合にはUNICに声が掛ったという経緯がある。UNDPなどとの連携はあったが、GC-JNが設立してからは、そちらにシフトしていった。UNICがある国が少ないだけで、例外的というわけではない。

妹尾氏：ミレニアム開発目標(MDGs)については、「ほっとけない世界のまずしさ」などの日本のNGOsと共に、今年も「Stand Up Take Action」という市民運動を行う予定であり、多くの方にMDGsの趣旨を理解し参加してもらいたい。UNICも主体的に動いており、この機会に紹介したい。

報告③：「日中韓におけるGCの取組み」

報告者：金丹（Cグループ）

日時：2008年8月2日（土）11：00～12：00

司会：金子 匡良

記録：稲垣 玲奈

はじめに

韓国のハンギョレ経済研究所の東アジア三ヶ国の報告書についてであるが、資料的に価値があると思い、これについての部分訳を付けている。本報告はその簡単なまとめと言える。先生方のご意見を頂戴して、これからの日中韓の研究に活かしていきたい。

- ・2008年6月 ハンギョレ経済研究所（HERI）が発表した報告書
ソウル アジア地域GCフォーラムで発表
- ・HERI——ハンギョレ新聞社所属シンクタンクで、CSR、持続可能経営分野で活発な研究を行っている。

一．報告書の概要

<東アジアの持続可能経営に注目する理由>

- ・東アジアにおけるチャンスと挑戦

・研究する問題—

三カ国でそれぞれ持続可能経営の国際基準にどのように対応しているかを調べるために三カ国の大企業の持続可能経営パフォーマンスを研究

<研究対象と方法>

研究対象——2007年 Fortune Global 500 (FG500) に選ばれた韓・中・日企業
(韓国6社、日本36社、中国8社、合計50社)

研究方法——透明性分析とパフォーマンス内容分析

二. 韓国・中国・日本企業の持続可能経営発展の背景

<韓国>

1. 韓国のCSR導入過程

1960~1970年代——企業の役割は経済的部分に限定 成長優先主義

企業の役割—製品の生産と販売を通じて国家の経済発展に貢献すること

1980年代——民主化運動とともに労働・環境問題など企業の社会的責任が重要視される

1980年代末と90年代——抑制されてきた労働運動が爆発的に増えて、労働分野の責任が注目された。環境責任も注目される

2000年代以降——社会的に企業の‘社会的責任’概念が導入、論議本格化

Daewoo問題とSK Globalの粉飾会計問題など不祥事多発

2003年 大企業の巨額不法政治資金捜査

——>法律と制度に反する企業経営を行ったことで、社会的批判が高まった。企業の社会的影響力の拡大によって企業に対する社会的期待と要求も高まる。法令遵守に対する要求とともに社会的問題に対する企業の役割が強調された。

企業の社会的責任—倫理経営と社会貢献活動を中心に現れる。

批判——倫理経営は内部の統制システムに過ぎないし、社会貢献活動もCSRの一部で本質ではない

——>ステークホルダーとのコミュニケーションの重要性が注目され、企業は‘企業が属している社会の持続可能な発展のためのパフォーマンスを測定・公開し、内外のステークホルダーに、ふさわしい責任を約束する活動としての持続可能経営’を注目することになる。すなわち社会的責任は企業的一方だけでなく、社会とのコミュニケーションを通じて実践されるという点を認識して、積極的に社会的期待を収斂しながら責任ある活動を行うことになる。

このような流れは2007年国連グローバル・コンパクト韓国協会の設立につながる。

2008年6月現時点で118の企業団体が加入しているが、企業はもちろん、労組、市民団体、地方自治体、大学など全分野にわたって加入が広がっており、2007年をスタートとした韓国社会の国連グローバル・コンパクト加入を通じたCSRの広がりが目立っている。

2. 韓国政府及び企業の CSR 認識水準

- ・ 韓国社会の CSR に対する認識と対応は全般的に脆弱な状態と評価される。

各ステークホルダー——集団全体からまとめた CSR に関する意見がなく、個別的に CSR 普及に対応している。

政府——CSR に関する総合的問題意識と体系的対応が不足

一部の世界的リーダー企業——新しい競争構図構築に関する経験不足から消極的姿勢——
>韓国企業が社会構成員としてどのように社会共同体と地球的次元の問題に接するかに対する対案を見つけなければならない。

- ・ CSR に関する論議が始まったのも遅いが、韓国社会も政府と財界、市民社会などで活発な論議を通じて CSR 普及のために努力している。

政府の取り組み——

1997 年の IMF 金融危機以降、韓国企業の支配構造と会計透明性の向上のための法律と制度整備；2002 年 ‘腐敗防止委員会’ を設置；2003 年から知識經濟部 公的企業と民間企業を対象に倫理経営の実態を調査・評価；2006 年 10 月には韓国商工会議所と産業政策研究所が共同で ‘韓国型持続可能経営報告書指標’ を開発し普及；2006 年から ‘持続可能経営大賞’ 設置；国家清廉委員会（旧腐敗防止委員会）は公的企業を対象に国連グローバル・コンパクト加入を積極的に薦めて、現在 30 社以上の公的企業が加入。

問題点——企業の経済・社会・環境的影響に関して統合的に管理する政府レベルの CSR 専門担当部門はまだ構成されていない。持続可能経営全般に関する政府レベルの総合的アプローチがないため、企業の持続可能経営の実践を効果的で長期的にリードするのが難しい状況である。

企業の取り組み—— 韓国企業は今まで主に大企業を中心に倫理経営と環境経営、そして社会貢献活動に焦点を合わせて CSR を発展させてきており、最近では経済・社会・環境を統合させた持続可能経営に積極的に取り組んでいる。

倫理経営——1996 年全経連では企業の社会的責任、正当な利潤創出、公正な競争、大企業と中小企業の協力、消費者権利保障、企業構成員の利益向上、環境にやさしい経営、地域社会発展などの 8 つの実践綱領を盛り込んだ ‘企業倫理憲章’ を発表し、対外的に倫理経営活動を開始；2002 年から ‘企業倫理学校’ を開催して、韓国企業の倫理経営導入を広げ、学会でも企業倫理大賞を設置など

環境経営——1991 年 Doosan フェノール汚染事件、1996 年オイルタンカー Sea Prince 号からのオイル流出事故などは、企業の環境的責任に対する社会的関心と要求が急激に増加する契機となった。環境経営は国際的規制強化に伴って、企業の生存問題に直結するだけでなく、生産工程での環境にやさしい技術開発こそ未来の競争で優位を確保できる事業チャンスとして認識されることによって、韓国企業も積極的に取り組むようになった。

社会貢献活動—— CSR を社会貢献と同一のものと認識する傾向が強い時期もあった。戦略的社会貢献活動は企業のイメージを向上させ、地域社会との連帯を強化するなどの積極的役割を果たしている。しかし、企業の本質的活動とは無関係な慈善活動は、逆に企業が社会的責任を簡単に解決し、企業の宣伝に焦点を合わせているとの批判も受けた。

一>企業としての本来的役割に充実に果たさないまま、社会貢献活動を行うことは逆に害になりうることを認識する必要がある。

* 個別課題中心のアプローチから体系的で総合的観点からアプローチへの変化——経済的貢献と環境保護、そして社会発展の統合的観点から CSR にアプローチし、目標を設定し、組織を整備し、課題を選定するなど持続可能経営に一步近づいた様相を見せている。

3. 韓国企業の持続可能性報告書の発行状況

韓国企業の持続可能性報告書の発行の増加スピードは非常に速い。2003年に四つの企業が初めて報告書を出してから、2007年末現在50数社の企業で出していて、5年間で10倍以上増加したことになる。業種も初期の一部製造業から、現在では公的企業はもちろん、電力、金融、通信など多様な業種の企業から報告書を出している。

持続可能経営の先進企業は企業内で持続可能性報告書を出しているだけでなく、協力企業にも報告書の発行を薦めるために、報告書作成のための人的・物的資源を支援している。

韓国の増加スピードは非常に速いが、先進国に比べると依然少ない。

<中国>

1. 中国のCSR導入過程

中国のCSRは企業内部の必要による自発的動きよりは、90年代初め多国籍企業の要求に対処するために始まった。中国CSRの導入過程：

1996年から2000年以前多国籍企業が中国のサプライヤーに国際規範及び自身の倫理綱領を紹介して、それを遵守するように要求し、実質的に履行について監視し始めた時期。一政府、国民、メディア、企業もCSRに対する関心が低く、この概念を知ることさえ嫌っていた。

2001年から国際機構とNGOが企業の社会的責任について圧力を強化、製造業者を中心に、CSRを認識し始めた時期——企業の立場から対応的CSR活動；政府も国際組織と多国籍企業が労働条件を貿易障壁として利用することを防ぐために初めてCSR委員会を設立。

* 観察する立場

2004年以降中国企業の間で流行語のように広がり始め、単に輸出を維持する手段以上にCSRを追求し始めた時期——企業 戦略的CSRに取り組み始める；政府はCSRに対する立場をポジティブに転換し、国際市場で中国企業が適応できるように独自のCSR基準を定めた。

一>2006年以前のCSRは多国籍企業主導のものと特徴づけるなら、その後は中国政府が

積極的に CSR を支持し、国営企業を中心に CSR を普及していった。

2. 中国政府および企業の CSR 認識レベル

・ 2005 年以前成長中心の経済政策—様々な社会問題が深刻化→政策転換

企業と社会の持続可能性に対する必要性が認識され、‘人を中心とする社会’ ‘調和のとれた社会の建設’ ‘科学的発展’ の 3 大政策を提起した。2020 年までは環境にやさしい、低消費・高効率の成長戦略を追求し地域の均衡のとれた発展を目指す。

・ 中国政府の CSR 対応—CSR 研究及び CSR 事例調査、評価のためのガイドラインを開発している。中国国内の CSR 基準、中国 CSR 管理システムガイドライン、ベスト事例集、CSR 報告のためのガイドラインなど。

* 中国政府が国際基準をそのまま受け入れるよりは、中国の地域特性を反映した適用基準を独自に作成していることは高い評価に値する。

—> 現在中国政府が追求している CSR は非常に初歩的レベルだが、長期的目標を具体的に設定し、政策として適用しようとする固い意志を持っている。単に CSR の概念を研究する段階を超え、今では個別企業に適用を薦める段階に移行している。大多数の中国企業は CSR イニシアチブ・プロセスを学習し始めている段階であり、中国の CSR 活動は輸出企業経営者を中心に急速に普及している。

CSR が国際社会でのチャンスにつながると認識しているグローバル企業、大企業は国連グローバル・コンパクトへの加入を急いでいる。しかし参加率に比べ UNGC 原則を履行しようとする企業の活動はあまり積極的ではない。中国企業の CSR レベルは経済開発度合と地域の関心事によって広い格差を見せている。

3. 中国企業の持続可能経営報告書の発刊状況

・ 1999 年 Shell China が初めて持続可能経営報告書公表

2006 年 中国の持続可能性報告書の年；報告書の数が非常に増えている。

・ 報告書発行拡大の背景—CSR 概念の導入段階と類似

外部要因—中国を含むアジアの低賃金労働力を利用するため欧米国家からのアウトソーシングが増えるにつれて、現地労働者の勤労条件に関する検証が論議され始めたこと；中国の経済発展が世界的環境問題と直結することから、中国企業の環境保護活動とパフォーマンスに関心が広がり、欧米国家から具体的情報を中国に求め始めた。

内部要因—CSR 報告に対する政府機関の関心が高くなることで国営企業が先駆的役割を果たした。

< 日本 >

1. 日本の CSR 導入過程

日本での CSR は一連の社会変動と市民の意識変化に伴う要求に対応しようとする企業の

動きの中で発展してきた。

2. 日本政府および企業の CSR 認識レベル

- ・ 社会的現象が CSR の特徴に影響を与える

まずは、企業の環境責任論が台頭することによる環境経営である。

次に、1990 年代と 2000 年代初に起きた様々な企業の不祥事は倫理経営への関心を引き起こした。倫理経営に対する強調は、企業の危機管理制度の観点からコンプライアンスと企業の支配構造を CSR 経営の中心におく結果となった。

さらに、企業利益至上の社会的雰囲気に対する反省からステークホルダーとのコミュニケーションと、透明で責任ある情報開示を CSR の重要な基準とするのが CSR の根幹をなすことになった。

*日本の CSR は社会に根付いている倫理的枠を反映——儒教的社会関係（父母—子／君—臣）間の義務関係を基礎に発展してきた。排他的企業責任意識は日本社会の強い同質性により強化された。さらに第二次世界大戦後、経済発展が日本社会を立て直す唯一の方法であるという国家的合意が形成された。経済発展が成熟段階に入るにつれて日本の海外進出および交流が活発になり、前述したような企業倫理意識は海外から非難の対象となった。日本企業の海外事業地域で CSR 活動を変化させる契機となり、それが国内に徐々に広がるようになった。

3. 日本企業の持続可能経営報告書の発行状況

企業の社会的責任に対する日本の認識水準が韓国や中国に比べて進んでいることは持続可能性報告書の発行状況からもよくわかる。CorporateRegister に登録している報告書を見ると、日本はイギリスとアメリカに続いて三番目に持続可能性報告書を多く発行している国である。日本企業は 1990 年代初から環境パフォーマンス報告書を公表し始めて、報告書数は 2000 年代になって急激に増加した。

2000 年代になって GRI のような国際的流れによって日本企業は単純な環境責任を超え、企業の社会的責任を復活させた。このような認識の変化は報告書の形式・内容の変化にも見られ、既存の環境報告書は人権、社会、労働の包括的部門を扱う形態に変化している。社会的責任報告書、持続可能性報告書、または環境および社会報告書などのタイトルで報告書を作成・発表している企業の数が増加しているということからもこのような変化を見せている。

三. 韓・中・日企業の持続可能経営の特徴分析

<韓国企業>

持続可能経営報告書に現れた韓国企業の持続可能経営特徴は次の 5 つに整理することができる。

- 第 1、持続可能経営を実践するための組織体系がまだ整備されていない。
- 第 2、環境経営活動が目立っている。
- 第 3、多様性確保のための努力が不足している。
- 第 4、人権経営に積極的に取り組んでいない
- 第 5、積極的倫理経営を実践している。

<中国企業>

中国企業の報告書に示された内容を分析してみると、持続可能経営は次の 5 つの特徴がある。

第 1、中国企業の持続可能経営および報告は社会報告書の初期段階である環境産業安全保障及び報告のレベルに止まっている。

第 2、BaoSteel などの一部の企業以外中国の環境経営活動は省エネルギーと CO2 排出量削減という特定主題に限定されていて、具体的目標設定と評価が行われていない。

第 3、中国企業内の勤労条件、差別禁止、福利厚生、人権などの問題は詳細に記述されていなく、従業員の基礎的安全保障だけが主要事案となっている。

第 4、中国企業は政府の政策方向と社会の流れに調和する CSR 活動を強調する傾向がある。そのため社会貢献活動が持続可能経営の焦点になる場合が多く、その内容は主に地域開発と教育で構成される。

第 5、腐敗防止を強調し、不正を厳格に処理しようとする意志が見られる。

<日本企業>

日本企業の持続可能経営報告書に現れた持続可能経営の特徴は次の 4 つに整理される。

第 1、日本企業は持続可能経営の戦略から樹立した環境経営システムを体系的、効果的に履行している。

第 2、最近日本の CSR ではサプライチェーン・マネジメント (SCM) が 이슈になっている。

第 3、労働部門関連、福利厚生制度面で、育児休業制度の拡大実施・改善と介護休業制度が両軸をなしている。そのほか年金制度拡充よりは退職年限を延ばし、退職者再雇用制度を中心的に活用している。

第 4、腐敗防止と関連して、倫理経営と法令遵守監査を含む特別監査と企業倫理綱領を再整備または新設した企業が多い。

その他に多数の企業が倫理綱領の適用対象を自社及び海外支社にも拡大している。企業倫理綱領の内容面の特徴は、法令遵守精神を強調すると同時に情報流出、偽造防止のための情報安全と保護に重点を置いているという点である。

四、結論

・問1. 韓・中・日企業は国際社会の CSR フレームワークと詳細な内容についてどの程度同意し、実行しているのか――

第一、三カ国企業は環境経営努力を非常に重視している。

第二、人権と社会部門に関する情報開示率が比較的到低い。

第三、腐敗防止、倫理経営を非常に強調する。

第四、各国政府の関心事項は企業活動に相当な影響を及ぼしている。

* 韓・中・日三カ国は、環境部門においては国際基準を普遍的なもののみなし政策策定とパフォーマンス報告の両方で基本的に実行しているといえる。反面、人権や社会などのほかの面では自国政府の政策方向に合わせ調整しながら、国際基準をどの程度受け入れるかを判断している過程であるといえる。

・問2. 韓・中・日企業は CSR に関する自己情報をどの程度計量化し判断可能な数値に変えているのか――

GRI ガイドラインの中核指標 49 項目中環境、労働、人権、社会、製品責任部門に含まれている各項目を検討した結果、三カ国業種別の代表企業間に比較可能な指標は CO2 排出量、廃棄物量、給水量、リサイクル量などいくつかの環境指標に過ぎないことがわかった。他の部門では労働部門の男女社員比率だけが比較可能な指標であった。

――>一部の主要環境関連指標以外は持続可能経営成果の比較可能性はまだ非常に低い状態で、事業報告書のように比較、評価が可能で、投資や消費判断の根拠になるためにはまだ相当な補完作業が必要な状態である。

<韓・中・日 持続可能経営発展のための提言>

・各国の持続可能経営の現状と課題についての結論――

韓国――政府機関に持続可能経営に関する専門部署を立ち上げ、国家レベルでのシステムを構築することが何よりも必要である。持続可能経営は企業レベルだけの問題ではなく持続可能な発展を通じて社会的価値を創り出すことに貢献するため、政府の役割は非常に重要である。

中国――中国政府と企業は単純な寄付活動から脱却して経済、環境、社会を包括する経営意思決定システムとしての CSR を実行しなければならない。特に人材育成とシステム確立に政策的サポートが必要である。

日本――人権と腐敗問題についても積極的開示が望まれる。

* 結論的に、韓・中・日企業は環境部門では GRI ガイドラインが提示する国際基準の普遍性を認め積極的に受け入れているが、人権や腐敗防止などの社会部門では否定しているわけではないが、具体的パフォーマンスを報告することをためらっていて、国際基準の普遍性を完全には認めていない。

<質疑応答>

参加者：中国政府が国際基準をそのまま受け入れるよりは、地域特性を反映した独自の基準を作っていることが評価に値するとあるが、ここでいう国際基準は何を念頭において評価対象としているのか？

金研究員：中国企業が世界に出ていこうとすると、さまざまな国際基準によって輸出が出来なくなることが多かった。日本から見れば、もちろん中国側企業の問題も多いとの指摘もできるが、中国にとっては国際市場への進出を妨げる足かせになってしまう。中国は自国の企業のレベルももちろん上げていきたいが、国際基準をそのまま取り入れるのが難しい状況で独自の基準を作っている。具体的基準については業種別のものが多く、具体的に何を指しているのかはよくわからない。

参加者：グローバルな基準とは当然違うが、それは厳しくないと理解していいのか？

金研究員：徐々に、段階的なものであると思われる。

参加者：報告者としての報告書の参考となる見方を教えてほしい。

金研究員：韓国から日本・中国に対する見方が分かったことは貴重かと思う。それぞれの立場からの視点に興味がある。研究会では日本の立場から見ているが、私自身は中国からの見方も気になる。報告書の作成にあたってはフォーチュン・グローバル 500 社の大企業を対象としたもので、これは全体像とは言えないと向こうの報告者（前回の国際会議で会った方）も言っていた。また中国・韓国の報告書なども英文で発表されたもののみが参考となっているので、見方が全面的とは言えないと言っていた。日本、韓国、中国とも他の国の CSR の取り組みに興味を持っている状況の中でこのような資料が出来たとも思う。具体的内容にはまだ分析・検討に余地はあるが、今後の研究に参考になると考えている。現時点では訳の紹介に簡単に留まっているだけである。

参加者：訳について見てみたが後ろの方にシンクタンクの名前が出ている。こういったものはシンクタンクが政策定義、背景を持って出していると思う。韓国における国家レベルでのシステム構築の提言がポイントかと思った。それについては色々な情報を総合してどうか？

それから日本において CSR やグローバル・コンパクトについても国家がすべきという議論はない。経産省や環境庁にこれに値するガイドラインはあるが CSR などの大臣を作る提案はなく、企業の自主性に任されているのが現状だと思う。日中韓と横断的に見られて、この状況をどう思うのか？

参加者：韓国の CSR は日本に比べ遅く始まって、政府の対応も遅れた。一方韓国よりも遅く CSR が始まった中国では政府の支援が早くついてきており、具体的取り組みには議論の余地があるが、急速な発展を見せているのは事実であると認識されている。韓国では CSR などについて個別の対応しかなされていなく、寄付活動や社会貢献は出来るが、包括的な活動は企業単独では無理なのではないかな、という議論も多い。それについては活発な

市民社会からの提言もあって、そういったものを合わせて早い段階で個別のアプローチを統合するには政府の役割を望むものとみられる。欧米でのCSR大臣の設置についての言及は少しあった。

江橋研究員：日中韓でのグローバル・コンパクトに対する取組みがどうなのかというと、日本では民間主導で政府は冷たい。経産省が21世紀になってから行ったいくつかの研究会のうち、CSRに関する研究会でもグローバル・コンパクトについては数行で終わる。大和総研がいけないのではないかと思う。大和総研にいる経産省の審議会原案をかいている人間が書きこんでいない。グローバル・コンパクトの理解が弱いという理由ではないだろうか。CSRについては比較的書いてあるが、グローバル・コンパクトについてはダメという評価と読める。

他方、韓国・中国については政府主導と言えるところもある。北京フォーラムなど中心に中国政府がグローバル・コンパクトへの取り組みへの姿勢を進めていった。中国では一流企業が自信を持って進んで頑張っている。政府に言われたからという訳ではなさそうである。四川の大地震の後の話だが、社会貢献活動をしている企業の中には400億円の寄付をした企業もあった。やはり、かなりのパワーがある。グローバルスタンダードに追いつくには中国企業が主体となっている。今後、韓国も民間としての動きが広がってくるのでは、と思う。

そして、ハンギョレ経済研究所の調査資料はなかなか良い資料であると思う。韓国サイドの視点はやはり気になり、先方も自信がある様子なので訳をして見ていきたいものである。韓国や中国から日本はもう既に射程距離にある。韓国、中国のグローバル・コンパクトやCSRに取り組む積極的な姿勢が見える。三か国でのグローバル・コンパクトの研究ということであるが、韓国でCSRには熱心な3人の先生がいる。報告書はその中の若手の先生が書いたものである。韓国の研究者レベルを示すものかと思う。今後、研究者レベルの強化連携をしたい、とも言っていた。

中国の研究レベルについては、今のところは直接分かっていない。日本の国際交流基金が作った中国における日系企業の社会貢献活動の社会報告書、というものがある。現地に出ている日本企業はどのような社会貢献をしているのかという内容である。これは東京ベースのもので、現地で調査したものではない。中国に進出している企業の担当者に話を聞いてまとめたものである。それを作っているのがパブリック・リソースセンターの岸本さんである。中国にはセイカ大学の王さんなど、CSR、グローバル・コンパクトについて中国でも研究をしている人がいる。エンセイ大学のパクさんもいる。日中韓で研究連携をしてデータベースを作っていくことが出来ればと思う。

市民立法機構のレジュメを見てほしい。私達がやっている大きな日韓のNGOが集まるフォーラムがある。1995年から始まったものであり、2年に一度の開催で、今年は日本で開催する。第二分科会で「国際協力とCSR」となっているのだが、今年から新機軸としてNGOフォーラムに企業も入れた。韓国の分かち合い地球村事務局長のキム・ヘギョ

ンさんが来る。キム・ヘギョンさんは最初にグローバル・コンパクトを韓国に入れた草分けの人である。皆様も時間があったら来てほしい。日韓のCSRの研究レベルと市民運動レベルの交流がご覧になれるかと思う。

菅原さん、妹尾さんの報告のまとめに続いて、今後どのように研究センターが関わっていくのかである。日中韓の連携が始まる一つの作業、基礎作りが金丹さんの24ページに渡る翻訳だったと思う。今年秋11月に中国である会議にCSRに関する大きな会議があるので、研究センターとしても参加し日中韓での研究連携を深める。秋に韓国にもう一度CSRの調査に行っても良いと思う。本報告は今後の活動に活かしていきたい。長くなったが補足説明をさせていただいた。

報告④：「国連GCの意義—グローバル・ガバナンス論の観点から」

報告者：三浦 聡(Eグループ)

日時：2008年8月2日(土)14:00~15:00

司会：江橋 崇

記録：山口 明子

0. 本報告の問題意識

GCが創設されて8年が経過した。この間におけるGCの活動をいかに評価することができるだろうか。そもそも、GCの活動をいかなる基準で評価すべきか。評価基準についての考察は、どのような政策的意義を持つか。グローバル・ガバナンス論における知見を踏まえつつ、これらの点を考察する。

1. GCとは何か

GCの意義については、懐疑的な見方がある。GCは「歯」のない(規制でない)自発的イニシアティブであり、GCに批判的なNGOから「制裁措置が欠如しているため、企業の行動を律することができない」ことを指摘される。

これに対してラギーは、GCが組織間ネットワークとして「学習」アプローチを提唱するものであると述べている。GCはグローバル公共政策ネットワークとして多様な利害関係者が集い、GC10原則とMDGsの実現に向けた様々な試みを行うプラットフォームであり、必ずしも規制に基づかずにそれらの実現をめざすものである。

2. GCのインパクト—GCをいかに評価しうるか①

(1) 組織(GC)の発展

GCへの参加団体数、GCにおけるイベントやプロジェクトの数、GCと他のイニシアティブとの連携などの増加によって、GCの拡大・発展を評価しうる。さらに参加団体間のネッ

トワークの密度、仕組みの拡充（正当性確保の措置）、ガバナンスの強化などによって、GCの深化の程度を明らかにできよう。

(2) 実効性(effectiveness)

履行の問題として GC10 原則を参加団体がどれくらい内部化して、それに基づいてどれだけ活動に転換しているかという観点から、GCの実効性を評価しよう。ミレニアム開発目標に資する活動として「持続可能なビジネスの育成(GSB)」プログラム、CEO Water Mandate、Caring for Climate: The Global Business Leadership Platform on Climate Change がある。これらプログラムが実施されていることはかなり宣伝されているが、始まって間もないこともあり、どのくらいのインパクトを生むかは明らかではない。

また、参加企業が GC 原則を内部化して履行したとしても、①GC10 に関わる活動のインパクト（労働、人権、環境、腐敗の改善）、②MDGs に資する活動のインパクト、を評価しなければならない。

(3) 学習(learning)

学習(learning)も実効性の一部として捉えることができるかもしれないが、その重要性に鑑みて、ここでは学習を独立した項目として扱う。学習には2つのレベルがある。

1つ目は個人的（主体単位の）学習、すなわち各参加団体による学習であり、組織がどれだけの知識・ノウハウを獲得したかに関わる。

2つ目は組織的学習、すなわち GC 全体としての学習であり、たとえばラギーは知識バンクとしての GC に言及している。データベースとしてどれだけの知識が GC の内部に蓄積されてきたか、あるいは GC がどれだけの新しい知識を生み出したか。具体的には、紛争予防と平和構築の分野で GC のダイアログが機能しているのではないか（ダイアログの成果として、紛争予防と平和構築におけるビジネスの役割、発展途上国における持続可能なビジネス、金融機関との協働、ベストプラクティス集、ツールキット、ガイドライン、報告書などが挙げられよう）。

また、企業の社会的責任(CSR)や企業市民(corporate citizenship)といった規範・原則の認知度の向上・受容・制度化（他の制度・慣行・実践への組み込み）に GC がどれだけ寄与したか。また、CSR や企業市民に関連する規範・原則の明確化に GC がどれだけ関わっているか。たとえば、企業がミャンマーにおいて操業することで間接的に同国政府による人権侵害に加担していることが「共謀」となること、企業のサプライチェーンも「勢力範囲」となりうることなど。さらに、責任投資原則(PRI)、責任経営教育原則(PRME)などの新しい原則の形成にも GC が関わっている。

(4) 国連改革

アナン事務総長は、国連の効率化、国連の適応能力や正統性の向上手段として GC をとら

えていた。国連とビジネスとの関係の転換（対立から協働へ）の期待を込めて GC は語られてきており、国連機関の組織文化の変容により、企業とのパートナーシップが当たり前に行われるようになってきている。

(5) 権威

GC での活動を通じて、メンバーの誰が権威を獲得したかということも、GC のインパクトとして考えられるだろう。グッドプラクティスを認定することにより、人権ワーキンググループが権威となりうる。また、中心的に活動している企業の CEO や実務家がいろいろなプロジェクトにおいて影響力を強めている可能性がある。そのような特定の人々にとって、GC があるのとないのでは影響力に違いが出てくるかもしれない。

(6) 言説(discourse)

GC が特定の言説の浸透と主流化(mainstreaming)にどの程度寄与したかという観点からも、GC のインパクトを見ることができよう。たとえば、

① 企業のあり方（アイデンティティ）および企業活動の規制としての「企業の社会的責任」と「企業市民」という言説。前者は「企業とは何か」という見方に関わるものであり、後者は政府による企業の規制ではなく、企業（市場）による自主規制(self-regulation)を尊重する見方である。

② グローバル・ガバナンスのモデルとしての「グローバル公共政策ネットワーク」（GPPN、グローバル・イシューに取り組むマルチステークホルダーのネットワーク）という言説。GPPN は国際政治学、実務家の中でも頻繁に語られるようになっている。

③ 市場メカニズムに基づく（ネオリベラルな）開発という言説。たとえば、BOP (the bottom of the pyramid)はこれに沿った考え方であり、GC と BOP との間には親和性が認められる。

3. GC の正当性(legitimacy)——GC をいかに評価しうるか②

GC はインパクトだけでなく正当性によっても評価されうる。Mark Suchman が指摘しているように、正当性のとらえ方には、三つのタイプがある。第 1 に、結果に基づく、実務的（道具的）な正当性である。これは、直接的な利害関係者（とくに参加企業）の利益を反映・実現する道具・手段として機能している限りで、GC が得られる正当性である。

第 2 は道義的（規範的）な正当性であり、これは社会が重視する規範・価値を実現している限りで GC が得られる正当性である。これは 4 つの要素から成り立つ。

① 結果：GC10 原則の実現度、MDGs への貢献度。

② 手続：民主性（参加、公告・意見聴取“notice and comment”〔第 10 原則追加時、PRME 制定時などに実施〕など）、（参加団体および GC 自体の）説明責任、（GC 運営の）透明性、（GC において生み出される知識〔企業活動のケーススタディなど〕の）科学的妥

当性、などの実現度。

③ 構造：国連と企業のパートナーシップ関係や、ガバナンス・モデルとしての「グローバル公共政策ネットワーク（GPPN、グローバル・パブリック・プライベート・パートナーシップ[GPPP]）」がどの程度利用され、社会的にどの程度認められているか（また、GCを通じて、国連は正当性を向上させたのか、低下させたのか？）

④ 個人：GCにおける「リーダー」（国連事務総長、GC事務局長、中心企業トップなど）のカリスマ性である。GCからは離れるが、たとえば緒方貞子氏やボノ氏などは、この意味でのリーダーであろう。メアリー・ロビンソン（元国連人権高等弁務官）のような道義的なリーダーがどれだけGCに関わっているか、そして将来において関わるか。

第3は認知的な正当性であり、これはそもそもGCが一般にどの程度理解されているか（理解可能性）、GCという存在が議論の余地のないものと認識されているか（自明性）ということに関わる。肯定的・否定的評価というよりも、その存在が「自然な」、「当然な」ものとして認識される（さらには、存在自体が当然すぎて意識すらされない）限りで得られる正当性である。国連と企業のパートナーシップやグローバル公共政策ネットワークが「当然な」、「自然な」ものと認識されるに至れば、GCの正当性が高まったと言える。

4. GCが機能するための条件

なぜGCが最大のCSRイニシアティブになりえたか。以下の理由があげられる。

① 極めて一般的な文言による原則（特に環境分野）であること。

② 政府による規制ではなく、企業の自発的取り組みであることを強調しており、義務がコミュニケーション・オン・プログレスの提出という最小限にとどまっていること。

③ 遵守・履行に関する説明責任が非常に緩やかで、監視メカニズムが存在しないこと。

④ コミットメントの程度に応じて、各企業がGCに関与できること（コミュニケーション・オン・プログレスの提出にとどまる企業から、GC10原則やMDGsに関する革新的試みを主導する企業まで）。これについて、GCは下の層の企業(laggards)をいかに引き上げるかよりも、上の層（リーダー）の引き上げを重視している。

⑤ 国連の御旗が企業には魅力的であったことと、国連の権威・能力を活用した国連事務総長・GC事務局の戦略があったこと。世界各国の企業・国連事務総長・国連機関・市民社会組織(CSO)などとのネットワーキングやソーシャライジングの機会、GCに由来するグローバルなスタンダードの作成に企業が関与する機会、実（各種活動の実効性）よりも名（企業の社会的責任や企業市民のシンボルとしての各種活動）を重視した広報活動であること。

それでは、GCの実効性を高めるためには、何が必要か（実効性向上戦略）。第1に、履行（最低限の基準としてのGC10原則）の側面について言えば、今のままではかなり緩いの

で、説明責任に関する仕組みを多様化・強化する必要がある。また、各企業の履行状況を比較できるようなデータベースが作成され、各企業の活動が一目瞭然となれば、企業へのプレッシャーになりうる。なお、第三者（特に CSO）によるモニタリング、履行を促すための強制措置が実現する可能性は低いが、市場アクターによる圧力の強化（SRI、サプライチェーンを通じた「規制」、官庁による CSR 調達など）が考えられる。

第 2 に、問題解決（努力目標としての GC10 原則）をより効果的・実効的なものにするために、ファシリテーションの強化（ベストプラクティスの共有、討議の活発化、様々な学習機会の提供、パートナーシップ・プロジェクトの増加、政府の更なる関与など）、「重点強化プログラム」の設定（GC の諸活動における「選択と集中」）が望まれる。

最後に、GC の正当性を高めるためには何が必要か（正当性向上戦略）。第 1 に、結果を生み出すことが評価につながる実務的正当性に関して言えば、先に述べた実効性向上戦略のうちの「問題解決」の強化、参加団体（とくに参加企業）が得られる利益の明確化と（対内的・対外的）周知の徹底、参加団体（および未参加団体）のニーズへの配慮が必要である。

第 2 に、道義的正当性を高めるものとして考えられるのは、2 つの実効性向上戦略（履行と問題解決）の強化（ただし、履行に関する縛りを強めようとするれば、参加企業の反発が考えられる）、GC の活動に関する意思決定に際しての公告・意見聴取制度の強化・徹底、GC 運営の透明性の向上、GC 外部のステークホルダーが重視する理念・規範・目標の取り込み（および、それらステークホルダー自体の GC へのリクルート）、GC が生み出す知識（企業活動のケーススタディなど）の妥当性の検討、国連と企業のパートナーシップや GPPN の学術的評価、道義的正当性を有する制度・機関と GC との連携（の強化）、GC における「リーダー」（先駆的企業）のインテグリティの維持・向上、更なる「カリスマ」の動員である。

第 3 に、認知的正当性を高めるものとして挙げられるのは、GC10 原則・GC が関わった諸原則（PRI、PRME など）の伝播と内部化（様々な制度や組織への埋め込み）の促進、GC や CSR についての理解を促進する学術研究の推進、より広範な（GC に参加していない）ステークホルダーへの広報活動の強化、認知的正当性を有する制度や機関との提携（の強化）である。

この法政大学 GC 研究センターは、GC が生み出す知識、国連と企業のパートナーシップ、GC に限らずグローバル公共政策ネットワークなどの妥当性や実効性の学術的な評価に取り組むことによって、GC の発展に貢献しうるだろう。

< 質疑応答 >

参加者：GC を評価するための基準として実効性と正当性を提示したが、三浦先生は GC を実際にどのように評価しているか？

また、PRI、PRME と GC の関係をどのようにとらえるか。正当性や実効性との関係が知りたい。

三浦研究員：正直に言って、GC の活動を厳密に評価することは難しく、今後の課題である。現状での印象は、組織の発展については評価できる。参加企業が GC10 をいかに実行したかはかなり怪しい部分がある。履行しているところはあるが、その結果としてどの程度のインパクトをもったかと言えば、実際の問題解決につながったというよりも、何らかの取り組みをしているというシンボルとしてのインパクトのほうが強い。学習について言えば、組織的な学習は成果を出している。だが、そこで生まれた知識は、問題解決に生かされなければならない。これに関しては更に調査しなければわからない。規範・原則について言うと CSR 原則を具体的に現場に落とし込んでいることについては、一定の評価ができる。国連改革についても同様である。

「企業市民」、「市場メカニズムに基づく開発」という言説についても、GC はそれなりにインパクトを持っていると考えられる。

正当性に関しては、実務的な正当性へのインパクトは明らかでない。道義的な正当性も同様であるが、情報開示に関して徹底していないという意味で、疑問を抱く点もある。

PRI、PRME と GC の関係についていえば、GC 署名企業と PRI のメンバーは異なる。GC の実効性にどのように跳ね返ってくるか。実効性については原則をつくっただけでは不十分である。学習という意味では実効性があるが、問題解決や履行については参加企業やファンドなどがどれくらい取り組んで運用できるかにかかっている。

正当性について、PRI は GC 以上にマスメディアで取り上げられている。GC が協力・参加してつくられていることも取り上げられて報道され、GC の認知や理解の向上につながっているのではないか。PRME は、賛同しているビジネススクールのカリキュラムに CSR の要素を取り込むものである。授業で言及されることで GC への理解が深まるだろうし、何年か後には GC への理解を持った人が企業のトップや中核として活動する。そうすれば GC の正当性は高まりうる。

参加者：「企業の規制の強化よりも自主的活動を進める」とは、規制を強化しようとして出来なかったからなのか。あるいは、この方向が望ましいと価値判断したからなのか？

三浦研究員：両方だと思う。WTO に社会条項を組み込む試みの停滞を補完する意味で、GC が捉えられている。また、規制は最低限を設定するものであって、それを越えて MDGs に貢献することまで求めることはできない。GC は、アスピレーションを実現するための支援と考えられる。

参加者：手続と民主制について、権威を持つ団体が出てくれば 2 つは緊張関係に立つか？

三浦研究員：場合によりけりだが、情報が公開されていれば誰もがアクセスできるわけなので、情報に関して特定の人に依存することはない。情報が公開されない場合は、情報を

持つ人物や団体の権威が強まることも考えられる。

参加者江橋研究員：GCについてヨーロッパ社会とアメリカ社会で評価はどうか？

ヨーロッパの場合はそれ以前でもCSRという言葉は盛んで市場の進化も言われてきた。環境の問題にしる、人権の問題にしる、それに企業が取り組むことが当然のものになっていた社会がその後に出てきたGCをどのように思ったのだろう。

日本のように何にもないところからだとそれとは違う。そのような問題に取り組むことは非常に大きい目標になってしまう。

また、GCは問題を解決するプログラムなのか？

例えばボルビックの「1l for 10l」活動で私たちがアフリカに何l水を提供したか結論までいくことなのか。企業が参加してラーニングしてトータルな解決に向かっているのか、計画して成果を出すハードな計画ではないのではないか、企業が参加して意識啓発ができてそれで成果である、それで終わりなのか、どこまでがGCの守備範囲なのか、ヨーロッパのように既存のシステムに企業が入ってくるきっかけプロジェクトであるのか？

本当に企業がGCに入ることが欧米で企業価値は高まったか？社会的評価に結びついたか社会的評価とリアルに結びついたか？

三浦研究員：欧米での位置づけはよくわからない。米では訴訟になるのではという理由で批判が強かった。今後のセンターの研究に任せたい。

GCの守備範囲はどこまでかという質問について。企業の意識啓発ができたことは、それはそれでよい。

GCはインパクトまで考えられたものか。正当性で強調したいのは道義的正当性である。内部の基準でどう測るかも大事だが、外部による評価、参加していない人がGCをどう測るかが重要で、GCが実際何をしたか、考える意識につながったか、実際に行動に移せたかが問題とされる。ただ文章を出した、内部化したというだけではだめで、トークの段階で終わっているという批判がある。GCに関するWalk the Talkという書籍のタイトルにあるように、単に話すだけでは不十分で、それを行動に移すことが重要である。外部による評価では、意識の変化だけではだめで、実際にどう行動に移したかが評価の対象となるのだ。

このように、道義的な評価に関しては、GCの守備範囲もそれ以外の人達の基準で考えることが必要であり、これについて明確に考える必要がある。今後つめていきたい。

報告⑤：「CSRと国際法」 報告者：山崎 公士（Aグループ）

日時：2008年8月2日(土)15:00~16:00

司会：江橋 崇

記録：稲垣 玲奈

はじめに

A グループ国連グローバル・コンパクトの展開についての報告である。

国際法の観点から人権を中心にCSRについて国際社会でどのように扱われてきたのかと、その全体像を考える。

三浦先生の御報告のときの菅原さんの質問については、国際法についてのスタティックなとらえ方とダイナミックなとらえ方の違いがあったのだろうと考える。

今日の報告テーマも秋の国際法学会のCSRについての報告に近いものとなる。この10年位で、どういう議論がされてきたのか見てきた。そこで、ひとつ気がついたのはジョン・ラギーの数本の報告が出されており、ラギー報告に用いられている物の考え方や言葉そのものが研究論文に多用されているということである。ジョン・ラギーの報告を素材として人権及び多国籍企業について考え、多国籍企業による人権侵害について国際機関がどのように対応してきたのかを見ていく。なお、本報告については人権政策研究会における昨年の8月17日付け報告が素材となっている。

1. 多国籍企業を規律する試み

国際法はスタティックな規範である。多国籍企業が人権侵害を引き起こしてきたが非国家主体であるために国際法がこれを規制することは難しい。では、どうしたら良いのだろうか。今年の春に出版された『グローバル・コンパクトの新展開』に私が書いたものを参照して頂きたいのだが、これまで国連も放っておいた訳ではない。国連は多国籍企業行動綱領の草案を作ろうとしていたが出来なかった。そして、国連・多国籍企業人権規範を旧人権小委員会では採択したものの、その後の動きは止まっている。20～21世紀の節目の国際社会においてこれにどう対応するのか、多国籍企業の行動を国際法による規律対象とするのか大きな議論となった。様々な国際機関はこの点に頭を悩ませるところである。

本報告では国際社会の特に国連でのCSR対応について、昨年2月のラギー報告を素材として考える。この報告書は良くも悪くも現時点での国際法状況を適格に表しているものと思う。

これまではハード・ローとしての国際法を作ることはなかなか同意が得られなかった。

OECDは1976年に多国籍企業行動指針を策定、翌年ILOの多国籍企業及び社会政策に関する原則の三者宣言（ILO三者宣言）が成立した。また1999年には国連グローバル・コンパクトが提唱された。国際法研究者はOECD行動指針やILO三者宣言、グローバル・コンパクトをソフト・ロー的手法と位置付けることが多い。

ソフト・ローについての理解は、ハード・ローとしての条約とまでいなくても、主権国家が同じ方向で合意をする慣習国際法となる素材としての余地があり、全体の法規範形成として意味があるとして位置付けられている。しかし国連・多国籍企業人権規範について企業家団体は強固に反対し、これを推進するNGOとがっぷり四つの状態が続いている。

ラギーは旧人権委員会の時代に、人権と多国籍企業や他の企業の問題に関する特別代表に任命された。国連などの国際組織の機関決議された職務をする際にはマンデートという職務内容を記したものに従って遂行するのが通例である。

ラギーが与えられたマンデートは次の 5 点である。

(a) 人権に関する多国籍企業等の責任と説明責任 (corporate responsibility and accountability for transnational corporations and other business enterprises) に関する基準を確認し、明確化すること。

(b) 人権に関する多国籍企業等の役割を実効的に規律しかつ裁定する国家の役割について詳細に調べること。

(c) 多国籍企業等にとって「共謀」および「影響する分野」のような概念が意味するものを調査し、明確化すること。

(d) 多国籍企業等の活動に関する人権影響評価 (human rights impact assessments) を実施するための素材と方法を開発すること。

(e) 国家および多国籍企業等のベストプラクティスの概要を収集すること。

以上 5 つのなかなか大変な作業を委託された訳である。

2. 「人権および多国籍企業等」に関する事務総長特別代表 (SRSG) 報告

次にこの報告の内容について見ていく。

ラギー報告 (昨年 2 月) は

I. 国家の保護義務

II. 国際犯罪に関する企業の義務および説明責任 (responsibility and accountability)

III. 国際法にもとづくその他の人権侵害に関する企業の責任

IV. ソフト・ローの機能

V. 自主規制 (self-regulation)

VI. 結論

の 6 点である。

〔I. 国家の保護義務〕

この報告書では、国際法のスタティックな発想法で説明されていく。まず国家が多国籍企業による不法行為・人権侵害についていかなる対応をしていくのか。保護義務といったものを国際法上、論じている。

国家はその管轄権内における非国家主体による人権侵害 (human rights abuses) について保護義務を負うことは国際法によって確立している。初期の人権諸条約は企業に関する締約国の義務を特に規定していなかった。非国家主体による侵害を防ぐため一般的な義務を課していたにすぎない (たとえば、人種差別撤廃条約 2 条 1 項 (d) 「各締約国は、すべての適当な方法 (状況により必要とされるときは、立法を含む。) により、いかなる個人、集団又

は団体による人種差別も禁止し、終了させる。)。企業はここにいる「団体」に含まれるということで、人種差別撤廃条約に入った国の企業が自国の管轄内で人種差別行為に手を染めないという状況を作ることが条約上の締約国の義務とされている。しかし、その後制定された女性差別撤廃条約 2 条(e) によると「個人、団体又は企業による女性に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。」と規定し、「企業」という文言も入るようになった。同様に、条約実施機関は、非差別原則、先住民族の諸権利、労働者の諸権利に関する企業による人権侵害について、締約国が保護義務を怠っていることに懸念を示している。同じく条約実施機関によれば、人権諸条約上締約国は、企業による人権侵害について域外管轄権(extraterritorial jurisdiction)の行使を求められていないが、その行使は禁じられていない。

アメリカなどの国内法はロングアームで、国外で起きた人権侵害に関しても管轄権を及ぼすことがある。地域的な人権条約も、管轄権内における非国家主体による人権侵害について、締約国が保護義務を負うことを肯定している。

要約すれば、非国家主体による侵害行為からの国家の保護義務は、国際人権法制度の基盤の一部である。この義務は、企業による侵害や国際義務違反の危険を規律・裁定する主要な役割を国家に求めている。

〔Ⅱ．国際犯罪に関する企業の義務および説明責任〕

国際法上の義務主体は国家だけではない。個人も国際犯罪（海賊行為、奴隷売買等）につき国際法上直接責任を問われてきた。国際刑事裁判所（ICC）は、ジェノサイド、人道に対する罪、戦争犯罪につき締約国が訴追しない場合、管轄権を行使できる。

企業は国際法上ある種の権利と義務を持つという意味で、国際法上の「主体」となりうるかが理論的に議論されてきた。企業は国際レベルで「参加者(participants)」と認識されつつある。しかし、ICC 規程の起草過程で、国家以外の法人格に対する管轄権を ICC に付与するとの提案が議論されたが、採択されなかった。なお、ICC 規程の批准にともない、企業の刑事責任を国内法上問う国も増えつつある。自国民による犯罪または自国民に対する国際犯罪に関し、域外管轄権を設定する国もある。また、国籍のリンクの有無にかかわらず、「国際的管轄権」に依拠する国も少数だがある。なお、国内法違反に関する企業の刑事責任を認める国は増えつつある。

このように、企業が国際犯罪に関する責任を問われる環境が、被害者救済の選択肢として、徐々に、しかし着実に、醸成されつつある。しかし、刑事事件において、企業の「心と意思」を認定するのは困難なため、多くの国では「企業文化」アプローチを採っている。たとえばオーストラリアでは、従業員による犯罪を許容する企業文化が明示的または黙示的に存在すると認められる場合には、企業は有責とされる。アメリカの連邦課刑行動指針では、罰金刑の場合、企業文化を考慮できるとしている。

〔Ⅲ. 国際法にもとづくその他の人権侵害に関する企業の責任〕

国際法にもとづくその他の人権侵害に関する企業の責任については、大きな論争がある。人権に関する企業の法的責任の範囲と内容は、国によって大きな相違が見られるからである。伝統的な国際人権文書によれば、企業は人権侵害に関し間接的な責任を負うに過ぎない。すなわち、企業は国家の国際的義務に従い、国内法上の義務を負うに過ぎない。世界人権宣言、自由権規約、社会権規約、その他の人権諸条約、ILO の中核的条約にもとづく企業の法的責任がラギー報告書では詳細に検討された。その結果、現時点では、企業に直接的な法的責任は課されていない。しかし、企業は国際人権機関によって精査されつつある。企業に関する拘束力ある国際人権基準の採択を国家は望まないにせよ、国家は企業や市民社会とともに、ソフト・ロー的な文書を策定しつつある。

〔Ⅳ. ソフト・ローの機能〕

ソフト・ロー自体は法的拘束力ある義務を生じさせない。しかし、ソフト・ローの規範的な力は、国家その他の主要な行為主体による社会的期待の承認を通じて得られる。

報告書では、ソフト・ローの役割を次の3種に分類する。

- ① 政府間国際組織による伝統的な基準設定
- ② 政府間イニシアチブによって最近発足した企業の説明責任に関する仕組み
- ③ 企業が、国家や市民団体とともに、企業関連の人権侵害の原因に関する責任に直接関わるマルチ・ステークホルダー形式

ILO 三者宣言や OECD 行動指針が①の例である。前者は「多国籍企業は世界人権宣言および人権諸条約を尊重しなければならない。」と規定している。両文書は政府や企業によって広く引証されており、より強固な形に結晶する可能性がある。

OECD 行動指針では、多国籍企業の行為について、国内コンタクト・ポイント(NCP)に苦情申立てをすることが可能であり、非司法的な審査手続が採用されている。また、国際金融公社（国際開発金融機関の1つ。1956年に設立。途上国の経済発展を促進するため、民間セクター投資の支援、国際金融市場からの資本の動員、技術支援、政府・民間への助言業務を行う。加盟国数174ヶ国。本部ワシントン。略称 IFC）は、人権の要素を含む実行基準(performance standards)を満たすことを融資の際に企業に求めている。これらは②の例といえる。

③の例としては、「安全と人権に関する自主原則(Voluntary Principles on Security and Human Rights) (2000年)があげられる。これは、アメリカ政府、イギリス政府、資源・エネルギー分野の民間企業、人権や企業の社会的責任に関心のある NGO などが、安全と人権について2000年から対話を重ね、人権、業務の安全確保などについて自主的に提起した原則である。また、紛争ダイヤモンドの取引を防ぐため、参加者を經由するすべてのダイヤモンド原石について、「紛争に関わっていない」ことを証明する国際認証制度であるキンバリー・プロセス認証制度(KPCS)(2003年から実施)もこの例である。

〔V. 自主規制〕

以上の諸点に加え、企業が人権基準の遵守等について自主的に採択する方針や慣行(policies and practices)についても検討する。現在 77,000 以上の多国籍企業が世界で活動しており、これには約 770,000 の下請企業やサプライヤーが関わっている。

報告書では、企業が人権に関する責任と説明責任についてどのように考えているのかを研究した。研究対象と手法は、①Fortune 世界 500 社(FG500)にアンケート調査を実施し、また②a.全世界の広範な分野の企業について人権関連の方針について調査し、b.人権基準を含む Fair Labor Association (FLA)等 8 種の集团的イニシアチブを調査し、c.5 種の社会的責任投資 (SRI) 基金について調査した。FG500 調査の結果、半数以上の企業が「重大な人権問題」を経験したが、そのほとんどの企業は人権関連の方針や経営慣行を現在は持つに至っている。

すべての FG500 企業は、中核的 CSR として、非差別原則を掲げている。職場の健康・安全基準も承認している。また、その三分の一以上は、労働基本権、児童労働・強制の禁止を承認している。

以上がラギー報告の概要である。

3. 国連人権理事会における Ruggie 報告書の評価

2007 年 3 月、Ruggie 報告書は国連人権理事会に提出され、審議された。18 か国・組織(アルゼンチン、ベルギー、ブラジル、バングラデシュ、カナダ、キューバ、フランス、ドイツ、インドネシア、イラン、アイルランド、ノルウェー、パキスタン、ペルー、スイス、イギリス、アメリカおよび EU)代表が発言し、「歓迎する」、「興味深い」との積極的評価があり、報告書の内容に反対する意見はなかった。多国籍企業も好意的に受け止めた。しかし、アムネスティ・インターナショナル、ESCR-Net、Human Rights Watch、国際法律家協会(ICJ)および国際人権連盟は共同声明で謝意を述べるとともに、任意的手法の限界と人権侵害被害者についてもっと発言する必要性を強調した。

4. 残された課題—国際法の役割

最後に残された課題について触れたい。国際法は国家間の法規範であるため、国際法規範を直接企業に適用するのは、原則として難しい。これに対し間接的な規律手法とは、まず国家に多国籍企業を規律する義務を課し、この義務にもとづき国家が制定した法令の実施を通じて、多国籍企業を法的に規律するというものである。この手法は現実的に可能である。

企業を直接規律できる条約が存在すれば、企業による人権侵害を抑止する可能性がでてくる。しかし、これは実現しそうにない。したがって、企業による侵害行為から個人・集団を護る義務を国家に課す条約を法典化することが当面の課題である。しかし、ラギー報告

書をうけ国連人権理事会がこうした条約の法典化作業に着手するきざしは未だ見えない。最近の傾向を見ると国家、企業、NGOの協働による多国籍企業に対する取り組みの可能性が見られる。『グローバル・コンパクトの新展開』にも書かせていただいたのだが、キンバリー・プロセス認証制度は、ダイヤモンド取引においていわゆる紛争ダイヤモンドを排除するしくみを形成した。このしくみはダイヤモンド産出国・輸入国政府、企業、NGO団の協働によって運用されている。これは国際法にもとづく国際制度ではない。従来であれば想定されない制度である。私も着目してきたが、ラギー報告においても高く評価されている。

人権侵害企業を個別的に批判するだけでは、十分でない。個人や集団にとって危険な生産物や生産過程を未然に防ぐしくみを国際的に構築する必要がある。条約にもとづく制度化ができるのであれば望ましいことだが、現実的には難しい。

キンバリー・プロセス認証制度には国家も関わっている。この制度に参加している国は、紛争ダイヤモンドの取引を未然に防ぐという明確な国家意思を持って同制度に参加しており、これへの参加は国家実行と評価できる。同種の国家実行が蓄積されることにより、企業活動による大規模人権侵害を生じさせない国家の義務という新たな慣習国際法の形成が促進される可能性は、あながち否定できない。

<質疑応答>

参加者：最後にキンバリー・プロセスが出てきたが、必ずしも国際慣習法の形成に持っていかずとも良かったのでは、と思った。

報告書 para. 15 で、条約実施機関によれば、人権諸条約上締約国は、企業による人権侵害について域外管轄権(extraterritorial jurisdiction)の行使を求められておらず、その行使は禁じられていないと言っている部分に関して、para. 25 の管轄権の問題であるが、自国民による犯罪または自国民に対する国際犯罪に関し、域外管轄権を設定する国もある。また、国籍のリンクの有無にかかわらず、「国際的管轄権」に依拠する国も少数だがある、とも言っている。

例えば日本の場合、児童買春の場合は海外での買春の場合も摘発される。属人主義を上手く使うことを法人にまでどう広げていくのかということだと思う。海外で起こったことへの適用の実践について、自然人から法人と促進する方向が大切だと思う。その過程でいくと para.27、これこそが極めて重要かと私は思う。企業が国際犯罪に関する責任を問われる環境が、被害者救済の選択肢として、徐々にしかし着実に醸成されつつある、とある。アメリカのことをいっていると思われるのだが、こういった形で環境を作ることが大切だと考えられる。

国際法でダイレクトにしなくても企業が民事責任を問われる環境を整えることが大切だと思う。Alien Tort Claims Act のようなもので律していくこともできる訳である。アメリカ

国外における人権侵害でも自国法を適用できる法だが、それはまた一方でそれが他の国まで行くのはどこまでかという問題もある。

必ずしも慣習国際法でなくても **para.27** こそ極めて重要だと思うがどうか？

参加者江橋研究員：そして、もう少し一般的な質問として、国際法学者は政治学者によるラギー報告についてどう評価しているのか？

山崎研究員：前向きな評価とそうでないものが混在している。特別代表のマンデートの枠組みを見てみると、単に政治学の観点からだけで書ける内容ではない。従来の国際人権法の視点での蓄積が法的視点で書かれていると言える。

参加者江橋研究員：それは去年の報告で既に入っていたのだろうか？今年になって入ってきたのだろうか？

山崎研究員：残念ながら私は今年の報告はよんでいない。しかし去年の報告には今言ったような作業が盛り込まれている。国際法の視点で概ねきちんと書かれている。印象として言うなら、基本的には私が書いてもあまり変わらないだろう。マンデートが3年継続したので、更なる報告書が出てくると思う。今回取り上げた報告書はいわば出発点であるし、これ自体がマンデートの完結の答えとは言えず、そういう意味でこれだけを素材として国際法論から評価する段階ではない。

参加者江橋研究員：国際人権を論じる側としてはプロテクション&プロモーションを論じる。プロテクションは被害者発生後の救済といえる。ラギーはプロテクションに入れたのか？ それともキンバリー・プロセスなどによるシステムを作ることによって人権侵害が起きないようにするものか？

グローバル・コンパクトはプロモーションに含まれるものだが、仕組みとしてどのように見ているのか？国際法学者から見てどうだろう？

山崎研究員：ラギー報告書はもちろんプロモーション（人権の促進）とプロテクション（人権の保護）双方の観点から書かれている。グローバル・コンパクトは基本的にはプロモーションの役割を担うものと考えます。

梅田先生のご質問に答えさせていただく。**para.25** と **para.27** についてのご指摘であるが、たとえば日本では、児童買春に関し国外犯の規定が新しく出来ている。犯罪者の処罰に関する管轄権のあり方については、国際的に協力する体制が整っている。また A 国の裁判所で認定した証拠を B 国法廷で適用するなどの司法共助のしくみも整いつつある。これは大切かと思われる。だが、この点についてラギー報告はあまりこれに触れていない。

参加者江橋研究員：ラギー報告 2-3 の国際犯罪になっている人権侵害と、22-44 の国際犯罪になっていない人権侵害とイレギュラーな形がある。この線引きはどうなっているのだろうか？

山崎研究員：〔Ⅱ．国際犯罪に関する企業の義務および説明責任〕は、基本的には、国際犯罪に関し国際法上確立してきた個人責任の問い方を企業についても応用できるかを検討し

たものである。これに対し、〔Ⅲ．国際法にもとづくその他の人権侵害に関する企業の責任〕は、人権、労働者の権利、環境等に関する企業の社会的責任をめぐってこれまで蓄積されてきた国際法規範を整理・分析したものである。

参加者江橋研究員：グローバル・コンパクトについても、アムネスティはソフト・ロー的に規制するものにしろと言っている。

参加者：ソフト・ロー以前の段階で考えて、para.23 で現状、重大な国際犯罪に関する企業の責任ということということだろうか？

個人の責任に基づき判断ということ法人の責任を問うという方向に持っていくことも考えられ、国によってはあるような気がする。その方向に動くこと、ソフト・ローよりそれぞれの国家に出来る範囲で法執行機能を高めていくことをしていくという選択肢もあると思う。個人の責任もであるが法人の責任も問えるようにも法制度化していくことが必要なのでは？

山崎研究員：これはどちらかという国内法制定の問題である。枠組みに国内法を同調させることは可能かと思う。最初のご質問についてだが、Alien Tort Claims Actなどを連邦裁判所が適用して、国外で起きたアメリカ国民以外の当事者間の人権侵害について救済をはかった事例である。しかし、こうした国内裁判所における人権救済手法をあまねく多くの国で実現しようとするのは、無理である。

グローバルな法規範の形成で何が出来るかが、まさにこのマנדートで問われている。

参加者江橋研究員：今、話に出てきた Alien Tort Claims Act についてだが、1970 年代にウルグアイで政治犯を拷問死させた大臣がアメリカに入ったら、管轄権が生じたその途端に逮捕したということがあった。唯一の理由は入国というものであった。その後 20 年位で、アメリカ法で消極化したのだが……。自国で悪いことをしたら、アメリカにきた途端逮捕するという例外的法律である。人権派の圧力のもとアメリカのカーターがやったものである。

山崎研究員：当時のロー・スクールの教授が、学生たちに法廷の友文書を起案させ、良くできたものを実際に裁判所に提出し、その結果人権救済がはかられたことがある。その結果、こうした体験をした学生が後に国際人権弁護士に育っていった。国連はロー・スクール教育におけるグッド・プラクティスと私は思っている。

参加者：人類はどう富を作ってきたか？ 昔は略奪だった、つまり戦争だった。弱い者を見付けて、そこから富を奪う。それが現代社会においては生産で、経済活動で富を得るようになった。これは良いことでバラ色のように思える。でも、この中に巧妙な仕組みがあり、例えば労働者の人権侵害だったり、子どもを不当に安く雇う、無理矢理売るなど不当に消費させることがある。そういったことを犯罪としてどう要件化するのか。国内であれば国内法で取り締まることが出来るが、企業主体の場合、国際法が規制を入れていくことが非常に不十分である。

企業の合法性については、市場経済という衣を着る。中身について、国家に対しては規制

があるが、多国籍企業はそれがない。その中における規制の在り方は研究もまだされてきていない。

山崎研究員：先進国においての多国籍企業と国家は密接であるために、国家は多国籍企業の首を絞めることは出来ない現状がある。

江橋研究員：今の細川先生の論点もまた、何れいずれ研究しなければならないが、その段階はまだマシだと思っている。というのも物づくりをしている企業によるものであればまだ罪が軽いということである。つまり金融、何もしないペーパーカンパニーよって漁師が生存権を妨げられていたりしている。儲けているのは単なる金融会社だったりする。

グローバル・コンパクトに加入している生命保険会社も実態は投資会社となっていて、投資を通して人権侵害をしている懸念もある。というのは鉱山での児童労働など、ザンビアなどで掘ったものを、さらにそこから召し上げているために己の罪の深さから免罪符をグローバル・コンパクトに求めている部分もありそうではある。

報告⑥：「消費者教育の意義と課題」

報告者：細川 幸一(Dグループ)

日時：2008年8月2日(土)16:00~17:00

司会：江橋 崇

記録：土屋 仁美

はじめに

規制緩和を行なう中で、権利主体として国民、消費者を捉え、消費者自らが権利を行使する法制度の構築が必要である。行政が弱者たる消費者を保護するという考え方から、消費者が権利主体として行動していくことが重要であると考えられている。法の実現が消費者に委ねられ、権利行使を行うためには、消費者がその権利を認識し、その実現の手段を学ぶ必要がある。よって、消費者教育が今まで以上に重要なことになってくる。そこで、消費者教育の意義と課題について、アメリカにおける先進的な消費者教育のビデオを資料として報告を行う。

1 消費者問題の解決とは？

消費者問題については、市場における事業者と消費者の力の非対称性として、情報、資力、交渉力の格差があるために、発生していると考えられている。商品についての情報がない、立証責任が負わされていても、調べるための資金力がない、事業者との交渉力もないことから発生すると言われている。そのような問題に対する解決手段として、両者のバランスをとるために、①強すぎる事業者の活動を規制する規制法制と、②弱い立場の消費者を支援する支援法制というものがある。以下、今回の報告では、支援法制に焦点をあてる。

2 支援法制の内容

消費者に対して支援法制を行う場合に、情報がないということであれば、消費者の需要に合った商品を選ぶための情報提供を与えることになる。このようなことは民間団体、消費者団体にも行える。

2つ目としては、交渉における援助として、事業者と交渉する場合に、消費生活センターが相談を受け付ける、あっせんする、調停するなどがある。

3つ目には、自立した消費者になるための教育・啓発がある。国や自治体には、消費者が自立できるようになるための教育・啓発の義務があるということになる。

消費者教育は、「自立できる賢い消費者の養成」が究極的な目的となる。

3 賢い消費者とは？

自立できる賢い消費者については、4つの段階があると考えている。

第1段階としては、買い手として、不利益を生じない、取引において自らの効用を最大限に高める商品を選択することであり、買い手として賢い選択ができることである。悪徳商法などの問題があり、日本ではこれが消費者教育の中心になっている。

2つ目としては、生活者として、家計、家庭管理、人生設計を適切に行うことができるということであり、生活者として生活設計ができるということである。

3つ目としては、消費者主権論といわれているものである。自立した経済主体として、需要を創出し、供給のあるべき姿に対して主導権を握るということである。消費者が生産において主導権を握るべきだという主張であり、賢い経済主体となるという意味で、主権者としての自覚と持つということである。

4つ目としては、政治主体として、消費者重視の経済秩序維持のための法的・社会的枠組みを構築するために、政治的な活動を行うことがある。「行動する消費者」と言われているものであり、まさに消費者運動といったものがあげられる。

以上から、賢い消費者とは、買い手として不利益を受けないといった賢い購入者(buymanship)としてだけでなく、市場経済の主体としての消費者市民(citizenship / consumer citizen)であり、消費者が自立し、自覚するために消費者教育を行うことになる。

4 消費者教育の担い手と対象者

一般的に消費者教育というと、主に学校教育があげられるが、その他にもいくつかの担い手が存在している。

まず、第1に、学校が担い手となった場合には、学生・生徒が対象者となる。方法としては授業が中心となり、それに加えて課外活動が行われている。

2つ目には、行政が担い手となって、住民・市民を対象に、消費生活センターでの講座の開催やパンフレット、リーフレットなどの印刷物によって啓発するといったように、消費者

教育が行われている。

3 つ目としては、家庭において行われているものである。親が子供にとということもあるが、それだけではなく、高齢者に対して、例えば孫が祖父・祖母に対して、悪徳商法、架空請求、振り込め詐欺などの問題について、生活実践の中での消費者教育として機能している。

4 つ目としては、消費者団体が、会員や非会員に対して、まさに消費者に対して、講座や学習会という方法のほか、インターネットによる教育・啓発活動を行っている。

また、企業による消費者教育としては、消費者に対して正しい使い方、機能について、教育・啓発するといったものがある。これは PR などとの境目についての問題や商業倫理の問題としても議論があり、注意が必要であるが、企業の役割も大きい。また、大規模な小売業の企業については、従業員に対して行われる消費者教育が重要視されている。印刷物・講座によって、騙されない消費者となるために教育・啓発が行われている。

以上、大きく分けて、家庭教育、学校教育、成人教育の 3 つに分類される。

5 ビデオ 「ミニ社会の小さな市民たち」(25 分)

先進的なアメリカの消費者教育の事例であり、小学校において実戦的な消費者教育が行われている。社会の仕組みやお金の役割について、アメリカミシガン州の州都近郊にあるハズベットの小学校の 2 年生のクラスにおいて、商品の知識や買い物の仕方だけではなく、教室に小さな社会・町を作り、ルールを教えている。まず、①町にあるものを考え、②町を作る。大統領選挙行い、立候補、応援演説なども行う。また、③クラス全員と先生が上院議員となり法律を作る。消費者教育で大切なことは、権利を知り、使うことであり、社会を知ることが必要であるとの考えからである。次に、④金銭感覚や賃金といった経済社会の仕組みを知る。サービスにも対価が必要であることを学ぶ。その場合には、⑤数学といった他の授業も織り交ぜて授業を行っている。低学年から消費者教育を行う理由としては、両働きの家庭が増加する中で、家庭管理のノウハウを身につける必要性があることがあげられている。また、実際の社会で生きている数字で教えることで、身近な問題として捉えることに役立ち、成績も上がる。そして、⑥実際の経済活動を体験し、市場調査を勉強する。消費者教育の意義としては、「地域社会の中でどう生きるか?」、「価値のあるものにするか?」といったことがある。市民生活の変化として、女性が家族を養っている家庭が急増しているほか、家庭が崩壊しつつあるという現状での消費者教育の重要性は高まっており、将来生きていくための技術の習得としても必要になっている。特に高校における消費者教育については、社会に対してのパスポートであるとの考えがある。また、大学では、消費者教育センターによるカリキュラム、資料などの提供が行われている。加えて、消費者教育の専任教師の育成が行われている。買い物上手になるためには、社会のすべてにどうかかわるかといった視点が必要となっている。授業の最後には、⑦グランドセールも開催されている。

実践的な消費者教育の意義については、教室に実際の社会を持ち込むことで、生徒の生活

に密着した教育が可能になることがあげられる。賢い買い手になるための教育ではなく、生きるための価値体系の形成が消費者教育に求められている。

6 まとめ

(1) 日本

日本の消費者教育の課題については、買い手として被害を受けないための教育であり、対処療法としての消費者教育が中心でなっていることがあげられる。また、受験教育の重視のため、消費者教育が軽視される傾向にある。消費者問題は家庭科が中心となるが、受験に関係のない科目として認識されており、受験科目となっている大学もない。加えて、座学中心のために関心をもたれないという問題もある。お金や時間の問題もあり、先生からはゆとりがなく、自由な授業形態も困難である。そもそも消費者教育を行える教員が不足しているという問題もある。社会科の先生というのは、ほとんどが地理歴史の先生で、公民の先生が少ないため、現代社会、経済社会の構造に疎いということがある。また、家庭科の先生についても、消費者教育に対応できないという問題がある。また消費者問題には流動性があるほか、複合的な領域であり、化学から契約まで広範囲にわたることから、量質ともに不足し、対応できていない。また、対処療法が中心であることから、消費者市民を教育するという視点が希薄であり、そこまでに至っていないという現状がある。

(2) 欧米

欧米の消費者教育というと、消費経済教育が中心となっており、教員の創意工夫の余地が非常に大きい。座学だけではなく、リアリアとして現物や代替品を提示して、実践を行っている。また、地域全体で賢い消費者を育てるといった教育に対して協力的であり、経験に基づくリアリア、擬似体験をさせて、理解させている。日本でも、高校生が実際に商談をさせるという授業が実際に行われている。また、市民教育の一環として、消費者教育が行われている。経済的民主主義として、賢い消費者が経済を支える、民主主義を支えると考えられている。このような消費者教育が進まないことが、消費者問題を発生させているようにも感じる。まさに消費という行動によって、消費者は企業を支持している。企業は市場において消費者に支持されなければ生きていけないわけだから、消費者が賢くなれば企業が賢くなる。言い方を変えれば、企業が賢くなれば、消費者が賢くなるということであり、経済的な道義付けも与えられることになる。よって、逆にいえば、消費者が愚かであるならば、愚かな企業が市場において支持されるということになる。

消費者が賢くなることは、経済秩序、公正取引の維持にも必要になる。企業の人権といったことを考えた場合にも、消費者が企業を選ぶための教育が重要になる。GCについても、よりわかりやすく消費者に広報、PRなどを行い、消費者がそういった視点で企業を選ぶための教育が必要である。

<質疑応答>

参加者：質問が3つある。まず、1つ目としては、消費者団体訴権が制度化されたが、これは規制法制なのか、支援行政なのか？ 2つ目としては、市場経済の主体を **citizenship** として捉えていることに関して、違和感がある。市場経済の主体は **consumer** であり、**citizen** となると政治的な主体になるのではないかと考える。よって、この定義はアメリカの考え方なのか、それとも独自の考えなのかについてお聞きしたい。また、3つ目として、CSRの実践の中で、金融機関が小学校などで金融教育を行っていることについての評価について伺いたい。

細川研究員：まず、第1点目については、消費者団体訴権は規制行政の一環として考えているが、そのエンフォースメントの主体を行政が独占するだけではなく、市民に委ねているという枠組みである。日本の場合、私益のための行動は認めるが、公的のために司法的手続きを行うことができず、排除されてきた。行政だけで大きな市場を監視することはできないにもかかわらず、私人が公益のために、訴訟、司法的な手続きを通じて、公的な実現を図ることができなかつた。アメリカではクラス・アクションが行われているが、日本の場合は団体訴訟を通じて、公的な機関として国が認めた適格消費者団体が差し止め請求をおこなうことができる訴訟のみである。その他の訴訟、過去の被害救済に対する損害賠償請求についても、消費者団体に認める必要性があるとの議論がなされているが、経済団体が反対している。

第2点目の **consumer citizen** については、アメリカで一般的に言われていることであり、そこで市場経済の主体としての自覚という言葉を使っているのかどうかについては不明確だが、私的利益ではなく、経済秩序のためのアクションといった考え方に関係している。

3点目の企業がおこなう金融教育についての意味については、一定の批判があり、日本ではお金のことを教えない、教育になじまない傾向があるため、このことから金融における教育を行う意義はある。しかし影響力については考えなければならない。アメリカでは企業が行う消費者教育の指針があり、企業の広告になってはいけないことになっている。また、直接、教材などを家庭や子供に送っていけないことになっている。内容についてのガイドラインもある。日本においても、ACAP(消費者関連専門家会議)が、企業における消費者教育についてのガイドラインを出している。そのようなものと照らし合わせて、日本の金融機関が行う消費者教育をチェックする必要がある。シティーバンクでは、消費者教育の実践を資金面で支援している。消費者教育支援センターが文科省と内閣府の共管であるが、消費者教育を実践している先生に支援を行っており、その財政的な支援をシティーバンクが行っている。このような支援とは異なり、直接的に見学を受け付けたり、活動を行うことに対しては注意が必要であると考えている。

参加者：事例として紹介すると、川崎市の地球温暖化対策推進協議会のなかの市民部会がグリーンコンシューマー教育を行っている。小学校や中学校で先生が個別に総合教育や社

会化教育の一環として、出前授業を協議会に対して依頼するといった活動であり、相当数の実績がある。座学だけではなく行っている。

質問としては、1つ目としては、過大な借金を負わせるような問題について、消費者教育はどこまで解決できるのだろうか？ また、2つ目として、役に立ちそうにもない資格に対して大きなお金を掛けていることや通信教育を受けさせられたりする問題に対して、消費者教育はどのように関与することができるか？ 3点目としては、地方自治体が財政負担の問題から、消費者教育から手を引いており、縮小している状況がある。そのような問題に対して、考え方を伺いたい。

細川研究員：消費者教育に価値教育を含めるべきかという問題であると考えます。借金をして欲しいものを買うことは、駄目かどうかという問題である。大学生がクレジットカードに慣れるように、生協のカードにクレジットカード機能を付いていることも批判したい。自治体の消費者教育の衰退については、昨日、内閣の組閣があり、消費者庁もできることもあり、福田総理は年間70から80億円を地方に回そうとしている。自民党の消費者問題調査会に呼ばれた時にも主張したことでもあるが、保健所が地域保健法によって、設置が義務付けられている。公正な市場や安全な取引も、国民の衛生と同様に必要なインフラと考え、消費生活センター法といった法律を作り、設置を義務付けるべきだと主張した。その考えが、今、実現しつつあり、現在では消費者被害救済法の制定が議論されている。地方の財政が圧迫され、縮小傾向にはあるが、そのような声は官邸に届いた。消費者庁の設立とともに改善傾向に向かうと考える。

参加者：消費者教育には、国境を越える内容はあるのか？

細川研究員：基本的に悪徳商法等を考えると国内的な問題となるが、インターネットでの取引になると海外というになるが、国境を越えた取引については、どのように規制していくのかといった問題になる。消費者教育というよりは規制政策が議論の中心になっている。

江橋研究員：最後に、センターのこれからの活動について一言だけ言いたい。

消費者庁の発足に向けて、センターとしてはそれまでに何か提言をしたいと考えている。消費者については、市場経済の範囲を超えた議論がなされており、フェアトレード教育やスローフード教育などが行われている。人間が本来持っていた金儲けではない経済活動における消費者の権利も含めた議論をお願いしたい。また、国際的な金融経済の中での消費者教育、投資型の金融経済における消費者教育についても視野に入れて、議論してほしい。

細川研究員：その場合には、消費者と考えるのか、投資家として考えるのかという問題もある。

報告⑦：「GCへの政府支援に関する最近の動向」

報告者：金子 匡良(Bグループ)

日時：2008年8月3日(日)9:00～10:00

司会：山崎 公士

記録：山口 明子

はじめに

政府自身はグローバル・コンパクトの主要なアクターではないが、GCは国家の連合体である国連の中に事務局が存在するのであって各国政府と無関係ではいられない。政府が果たす役割に対する期待はすでにGCの側からも表明されている。これについて今一度振り返ってみたい。

I 政府支援に対するGCからの期待

GC上海サミットの成果文書である上海宣言では、政府支援に関して以下のような期待が表明された。

(1) 上海宣言 (2005年12月)

- ① グローバル・コンパクトに基づく企業行動の奨励
- ② 公正な貿易システムの強化と国際金融体制の改善
- ③ 国連腐敗防止条約の批准

さらに、GCジュネーブ・サミットでは、政府の役割に対する期待がさらに高まり、政府の役割に関する閣僚級会合も開かれ、そこでの議論の成果がジュネーブ宣言に次のような内容で盛り込まれた。

(2) ジュネーブ宣言 (2007年7月)

- ① 長期的な安定の確保
- ② 透明性と企業家精神を促進する環境の整備
- ③ ILOの中核労働基準や国連腐敗防止条約等の批准・履行
- ④ 啓発・教育活動を通じた責任あるビジネスへの支援
- ⑤ 自由貿易体制への支持と保護主義の抑制
- ⑥ グローバル・コンパクトへの継続的な支援と国連におけるグローバル・コンパクトの地位の堅持

II サミットにおけるGCへの言及

1 これまでのサミットにおけるGCへの言及

(1) 2000年～2001年：紛争予防における企業の貢献への期待

これまでのサミットの成果文書ではGCやCSRにかなりの行数が割かれていた。2000年から2001年のサミットでは紛争予防における企業の役割への期待が表明された。2000年九州・沖縄サミット外相会合総括文書では、「我々は、引き続き緊密に協力し、女性の役割

の支援、サイバー犯罪との闘い及び紛争予防のための企業市民のあり方に関する原則の策定を含め、紛争予防のための効果的措置をさらに特定することにコミットする」と述べ、企業の紛争予防への貢献に言及している。

2001年ジェノバ・サミットでは「紛争予防に関する G8 ローマ・イニシアティブ」が採択され、「紛争が起こりやすい地域において企業が及ぼしうる影響についての認識が高まっている。企業も、安定した事業環境を確保するために、紛争予防及び平和構築についてすべてのものが共有する直接的関心を有している」という現状認識が示されるとともに、「1999年のダボスにおける世界経済フォーラムにおいて、アナン国連事務総長は『グローバル・コンパクト』、すなわち、世界人権宣言、労働における基本的な原則及び権利に関する ILO 宣言及びリオ宣言を含む既存の国連の文書に基づく 9 つの原則を採択することの世界の財界指導者への呼びかけを行った。OECD の閣僚は最近、多国籍企業のための改訂ガイドラインを採択した。紛争地域産のダイヤモンド原石の不正取引を阻止するための国際的な取組みは、民間部門が紛争予防に積極的な貢献が出来る分野の好例である」と述べ、GC を紛争予防の手段として例示した。

(2) 2003年～：社会的責任の主体としての企業への期待

その後、9.11 テロを経て、紛争予防は国家の役割であるとの認識が強まると、企業が紛争予防に役割を果たすべきとの記述は G8 の文書からなくなっていき、以後は社会的経済的責任の主体としての企業にフォーカスが当てられるようになった。

2003年エビアン・サミットで採択された「成長の促進と責任ある市場経済の増進 G8 宣言」では、「我々はまた、企業の経済的関心と一貫する、OECD 多国籍企業行動指針や国際連合グローバル・コンパクト原則といった、企業の社会的及び環境面での責任を促進する、企業による自主的努力を歓迎する」と述べられ、GC への期待が表明された。

2007年ハイリゲンダム・サミットで採択された首脳宣言「世界経済における成長と責任」においても、同様の期待が表明されており、GC については以下のような言及が見られる。「我々は、特に国連グローバル・コンパクトが重要な企業の社会的責任（CSR）に関するイニシアティブであることを強調する。我々は、G8 諸国、新興国及び開発途上国の企業に対し、積極的にグローバル・コンパクトに参加し、このイニシアティブの世界規模での普及を支援するよう呼びかける。」「…我々は、OECD に対し、グローバル・コンパクトと ILO と協力しつつ、様々な基準や原則をより鮮明かつ明確にするため、もっとも適切な CSR 基準を編集するよう求める。」

このように、G8 各国の認識において、次第に GC の位置づけが明確になり、その意義が高く評価されるようになっていった。

2 北海道洞爺湖サミットにおける GC への言及

ところが、今年の洞爺湖サミットでは、いままでの動きから見ると後退ととれるようなこ

とになった。後で見るように、サミットの成果文書からはグローバル・コンパクトをはじめとする CSR への言及がほとんどなくなったのである。

一方、企業側からは、G8 が CSR にコミットすることへの期待がサミットに先立って表明されていた。例えば、2008 年 4 月に G8 各国の経済団体によって開催された G8 ビジネス・サミットで採択された共同声明は、次のように述べている。「われわれは、G8 各国政府に対し、新興国と開発問題に関する対話と協力を積極的に進めるよう要請するとともに、人権、法の支配、腐敗防止、環境保護などに関する国際的に認められた基準を浸透させるよう求めるものである。」

それに対して 2008 年北海道洞爺湖サミットにおいては、首脳宣言の中で以下のような言及がなされたのみであった。「我々は、ハイリゲンダムにおけるコミットメントを再確認し、全ての国の企業による関連する国際的な文書、基準、及び原則の自発的な遵守の奨励を含め、企業の社会的責任（CSR）を推進する。我々は、社会的に責任のある投資を行うための民間ビジネスの努力を認識し、賞賛する。我々は良いコーポレート・ガバナンスの実行を奨励する。」ここでは、CSR について一般的・抽象的な言及をするにとどまり、GC などに具体的に触れることはなかった。

このような結果となった理由、及び日本が議長国であったことの影響などについては、今後分析が必要であるが、CSR に関心の薄い日本が議長国であったことの影響は少ないのではないだろうか。

なお、2008 年 5 月に、GC の特別活動である「CEO 水マנדート」に参加しているビジネス・リーダーから、水資源管理や水質改善に関する各国政府への緊急要請が公表された。この影響もあってか、北海道洞爺湖サミットの首脳宣言では、水資源管理や水質衛生に関する記述が多数盛り込まれた。

III 最近の GC 内での政府支援に関する議論

GC に対する政府からの支援や政府の役割について、GC 内部では、最近、以下のような議論があった。

1 実効的な腐敗防止メカニズムに関する企業からの要望

2008 年 1 月 30 日、ビジネス界の代表が「企業の連携：新たな市場の力としての国連腐敗防止条約」と題する会合を開催し、条約の実施を点検するためのメカニズムの設立を各国政府に要請する宣言を採択した。腐敗防止条約の批准・実施は、上海宣言やジュネーブ宣言でも言及されており、政府に大きな期待が寄せられているマנדートである。この問題については、今後も GC から政府への要望があると思われるので、B グループとして引き続きウォッチングしていく。

2 政府と GC ボードとの対話

2008 年 4 月 30 日、オーストラリア、中国、ブラジル、デンマーク、ドイツ、ロシア、スイス、イギリスなど 15 カ国の大使および政府高官と、GC ボードとの間で対話が行われた。政府代表からは、今年 9 月に予定されている MDGs 中間評価などにおいて、GC がより大きな役割を果たすべきとの提案や、ボード・メンバーと政府の間の定期会合を開くべきとの提案がなされた。

他方、GC から政府に何を要求したのかは定かでない。定期会合が行われるようになれば、お互いに要求が出されていくと思われるので、これからもウォッチングが必要である。

3 GC ボード会合最終報告における政府役割への言及

2008 年 5 月 1 日の GC ボードでは、GC と政府との関係について、特に政府からの財政支援が議論になった。

GC 財団理事長のスチュアート氏は次のように発言している。「200 万ドルの資金調達目標を達成するためには、より多くの努力が必要であり、公的部門の資金提供を GC 信託基金に補填しなければならない。特に後者に関し、継続的な政府支援は、民間からのより多くの支援を要請する。」つまり、政府からの支援を受けるためには民間からもより一層の支援を受けなければいけないという文脈になっており、両者は連関関係にあるとの認識が示されている。

GC は国連の通常予算から一切の支援を受けておらず、事務所運営費および人件費などの必要経費の約 9 割は国連の信託基金から出ており、残りを GC 財団 (The Foundation for the Global Compact) が負担している。信託基金には 12 カ国が出資しており、この 12 カ国が GC の主たるドナーである。

一方、政府からの財政支援は、GC への政府の関与を強めるのではないかと懸念されている。これに関し、ノルウェー外相 Mykletun 氏 (オブザーバー参加) は、「資金供出国の側に、GC を『微細管理』する意図はない。民間企業との更なる費用分担を包含するために、GC の財政基盤は拡大されなければならないというのが、資金供出国政府の立場である」と述べている。GC に対する政府からの財政支援については、引き続き調査が必要である。

IV 各国政府の取り組み

各国政府が GC または CSR へどのような取組みをしているかは、レジュメにいくつかの国をピックアップして列挙した。

最近では、5 月にデンマーク政府が「CSR のためのアクション・プラン」を公表し、①経済界主導の社会的責任の増進、②国家による社会的責任の促進、③気候変動に対する企業責任の強化、④責任ある成長に向けたデンマークのマーケティング、という 4 つの分野に分けて、CSR 促進のための 30 の具体的プランを提唱している。

この中では、GC にあらわされたような社会的責任を政府契約の必須条件とすることや、主

要な国営企業の GC への参加など、各所で GC についての言及がなされている。各国の取り組みで目立つのはデンマーク、イギリス、ノルウェー、オランダである。これらの国々では、体系的な CSR 戦略を作成している。特にイギリスは CSR 担当大臣を置くなど、政府が積極的に CSR に関与している。

V まとめ

これまでのサミットでは、成果文書の中で CSR に対する積極的評価や GC の推奨などが具体的に記載されていたが、北海道洞爺湖サミットではおぎなりの記述しかなされず、この点では後退の感を否めない。このことは、上海宣言やジュネーブ宣言に表された政府支援に対する GC からの期待にも反しているといえる。

政府支援に関しては、腐敗防止条約に対する政府の取り組みを期待する声が強いようである。腐敗防止条約は上海宣言およびジュネーブ宣言にも盛り込まれている事項であり、今後、各国政府がこの分野でどのような取り組みを行うのかに注目する必要がある。

各国の取り組みとしては、CSR 戦略を策定する国が増えていることが注目される。今後ともこの動向を注視するとともに、その中での GC の位置づけを見ていく必要がある。GC への支援を今後 G8 各国がどう扱っていくのかは注目すべきところであり、GC のほうからも G8 に対して呼びかけをしていくべきであろう。そのダイナミズムを B グループでも引き続きフォローアップしていくつもりである。

今後、ヨーロッパを中心に策定が進んでいる CSR 戦略を集めて比較し、その中で GC がどのように扱われているのか分析していくことが重要になる。各国の CSR 戦略を紹介し、日本政府に提言していくことも必要であろう。

デンマークでは、しっかりした CSR 戦略を組んでいかないと、国際競争の中でデンマークの企業が勝ち残れないという危惧の下に CSR 政策を推進している。つまり、CSR はデンマークのマーケティングにつながるという発想である。CSR はとかくその倫理面やコンプライアンス面に着目されがちだが、国際競争の中で勝ち残るためのツールであるという経済的効果の面にも注目しておくべきであろう。こうした国家戦略としての CSR の研究も B グループにとって重要であろう。

<質疑応答>

参加者：GC の中でリーダーズ・サミットで話し合われることがかなり影響力あると思われる。そこに政府関係者がどれだけ出席したか、インビテーションが出されているか調べると面白い。

金子研究員：ありがとうございます。そのとおりだと思います。

参加者江橋研究員：通常、サミット議長国で議長となるのは前年のサミット出席者であった首相や大統領である。彼らは政治家として一生に一度のことだから意欲的で歴史に名を

残すことがしたい。一生懸命がんばって政策イニシアティブをとろうとする。その政治的イニシアティブをめぐる各国首相・大統領の信頼を置ける人がシェルパとして活動する。シェルパが秋から冬にかけて政策根回し、春に担当大臣会合が開かれて、その後洞爺湖サミット、というプロセスだろう。日本の場合不幸だったのはハイリゲンドラムサミットで元氣だった安倍首相がいなくなってしまうその後の福田首相は政策が全くなくて政策を決める時期に骨子をきめる政策がなかった。機能していなかった。シェルパは大した人になっていないし GC にシェルパが行かなかった。最初からだめだった。春先からいろいろなところで開かれている大臣会合はどれ見てもだめ。洞爺湖サミットは始まる前からだめ以外の結論以外出しようがない。根回しがないわけですから。GC について言及がなかったのは日本が議長国だったから。ハイリゲンドラムサミットでドイツが議長国のとき、ドイツは GC ちゃんとやろうとしていますから。イタリアでのジェノバサミットでも盛り込んだ。議長国は非常に大きかった。

各国の GC に対する取組みについてこれから研究してもらいたい。スウェーデンは CSR 国家戦略を早いうちにきめたし、ドイツはハイリゲンドラムサミットでのように非常に熱心な取組みをした。フランスについては今年行く窪先生にお調べいただけると良い。政府の GC に関する取組みは私たちの研究で抜けている部分である。よろしくお願いします。

山崎研究員：洞爺湖サミットで GC に言及がなかったことについて何か？

参加者：ひとつ評価しているのは、マスコミで取り上げられなかったアカウンタビリティレポートというものが出ている。腐敗防止の宣言はしているものの評価されていない、と市民社会サイドから言われていた。評価を G8 各国がやって評価レポート 40 ページくらいのもを出している。その中の腐敗防止条約の取組みというのが出てくる。G8 の中ではイタリア、ドイツ、日本が批准していない。日本で外務省が用意したのか分からないが、今までを振り返って日本がどこまでやったのか出している。GC にふれてはいないが腐敗防止への各国の反省はそこに出ている。ご覧になっていただくと良い。

参加者：ハイリゲンドラムサミットのとき GC が積極的に取り入れられた。ドイツが頑張ったこともあるが、このとき日本政府も積極的 GC を取り入れることを言っている。このとき日本政府からも積極的にやったので毎年やらなくてもいいということで洞爺湖ではあまりやらなかったと思う。

山崎研究員：洞爺湖サミットで扱わなかったのは GC を無視とか軽視しているのではなくそのまま引き継いでいるという趣旨であるということでしょうね。

参加者：信託資金とは GC ファンデーションとは同じものか。

参加者：その問題については、私からお答えしたい。両者は、違うものである。GC の財源は 2 つあって、政府からの国連信託基金ものと GC 参加企業から有志で提供される GC ファンデーションから来ているものである。圧倒的に前者が大半を占める。GC の方では政府・企業・市民社会による自分たちはパートナーシップがをして GC を支えていることから、のだから、政府からの資金金だけで GC の活動を支えるのは柔軟性が欠け良くない

として、民間からの資金源を確立することが望ましいとお金を受けて民と官がお互いに支えあう形になることが GC の活動につながると考えている。

参加者：不明確なお金の流れについてアカウントビリティが不十分であると聞こえてくる。透明性がないことが正当性や評価に関連してくる。信託資金の情報は公開されているのか？

参加者：ボードミーティングでは明らかになると思うが、一般的なレポートでは公開反映されていない。ただし、どの国からいくらお金をもらったかは国連へのレポートではすべて明確になっている。

参加者江橋研究員：デンマーク・マーケティングなど、CSR と国際競争力の関係の話をもっと具体的に示していただけるとありがたい。デンマークだけでなく広げていただきたい。商品市場だけでなく金融市場 SRI への投資など、あとは労働力市場があると思うが、その辺のことをもう少し説明していただけるとありがたい。

山崎研究員：私も背景を教えてください。従来ノルディックの三カ国とオランダが同じ方向で協調している。他にもノルウェー、スウェーデンも同じ発想ではないかと推測している。

参加者：デンマーク、コペンハーゲンで来年 12 月に COP15（気候変動枠組条約締約国会議）が開かれる。市民社会でも動きがありますし、ネット上で市民意見を募る動きもある。コペンハーゲンのシンクタンクのキーパーソンが先だって朝日新聞の招きで来日し地球温暖化についての講演会を行った。シンクタンクを中心に経済界が COP15 を盛り上げていくんだということで、国連に関連する動きがあると思います。次の約束期間 2012 年以降の枠組みを決めるポイントになるとのことで、コペンハーゲンはそれを焦点化しようと意識している。

参加者：デンマーク企業の競争力について、デンマークは低成長の持続可能性を強調している。がむしやりに利潤追求するのではない。発想の転換をして地球に優しいという意味の持続可能性、そういう意味の責任あるということかもしれない。この辺はもう少し吟味してみる必要がある。

金子研究員：ご意見、感謝します。今後、各国別に調べて B グループの成果として発表したい。

参加者江橋研究員：政府役割について次の衆院選以前に、対アジア外交についての記述として GC にピンポイントしたマニフェストが出てよい。票を獲得するための政策としてでないとは考えないから。

報告⑧：「国連 GC と紛争予防・平和構築」

報告者：庄司 真理子(敬愛大学教授)

日時：2008 年 8 月 3 日(日)10：00～11：00

司会：山崎 公士

記録：土屋 仁美

本報告は、中央大学研究叢書に掲載予定のため、ここでは簡単なサマリーのみ掲載させていただきます。報告の機会を与えてくださった法政大学現代法研究所の江橋崇先生、司会を担当してくださった新潟大学の山崎公士先生、本報告のノートを作成してくださった土屋仁美さん、その他、法政大学国連グローバル・コンパクト研究センターの皆様にご心より御礼申し上げます。二重投稿を控えさせていただくため、ここでは報告の簡単な要旨のみ掲載させていただきます。

国連グローバル・コンパクト(GC)は、国連が企業に対して人権、労働、環境、腐敗防止の4分野 10 原則を求めた企業の社会的責任(CSR)である。国連は平和と安全の維持を主要な目的とする国際機構であるが、その CSR である国連 GC に、平和項目が盛り込まれていない。しかし国連 GC 事務局(GCO)は、この問題を 2001 年より「国連 GC と紛争予防」と題して検討してきた。報告では、GCO が出している紛争予防関係の膨大な資料の分析をもとに、国連 GC の規範としての性質を検討した。国連 GC は、国際法ではないが、国際社会のグローバル化とアクターの多様化の流れを受けて生じてきた新しいタイプのトランスナショナル規範である。これを規範論、主体論、責任論を中心に分析し、新しい形態の規範の必要性を論じた。

最後に、本報告に対して貴重なご質問、ご意見を下さった江橋先生、麗澤大学の梅田徹先生、征矢先生、大阪大学大学院の菅原絵美さんに心より感謝いたします。

(庄司真理子)

報告⑨「GC研究センターの今後の取り組み課題」

報告者：江橋 崇（法政大学GC研究センター長）

日時：2008年8月3日（日）11：00～12：00

司会：山崎 公士

記録：稲垣 玲奈

二日間ありがとうございました。皆様のおかげで予想以上に実りある合宿になりました。合宿を受けて、書いた報告です。

1 2008年4月1日、新年度の始まりに際して、幹事打ち合わせ会議を開催して、予算と

の関係で次の研究計画を作成した。(11)~(13)までは 1000 万円の予算を超えて足した部分である。

一応、1 千万円規模で骨格的な部分を仮に予算化したい。予算が不足するときは、外部の資金を確保して執行する。(単位：万円)

(1) 国連GC事務所へのインターンの派遣 2名	70×2=140
(2) ヨーロッパへの派遣 1名	70
(3) 中国での調査 1名	35×2=70
(4) GCアニュアル・ミーティングへの派遣 1名	40
(5) GCアジア地域フォーラムへの派遣 3名	20×3=60
(6) 各グループの研究会 5グループ×5回	15×25=375
(7) 夏季の合同合宿	100
(8) 資料蒐集	70
(9) リーフレットなどの広報文書の作成	30
(10) 事務費	100

予算が一千万円を超えた場合に次の活動を行う。予算が不足するときは、外部の資金を確保して執行する。

- (11) 韓国での調査 1名
- (12) バンコクへの派遣 1名
- (13) 国連GC事務所スタッフの招聘

2 これらの計画は順調に実行されている。

(1)「国連GC事務所へのインターンの派遣 2名」のうち1名は、4月~6月に菅原研究員で行った。もう1名は来年1月~3月に行う。

(5)「GCアジア地域フォーラムへの派遣 3名」は、フォーラムが6月にソウルで開催され、江橋センター長、金研究員、土屋研究員が参加した。

(7)「夏季の合同合宿」は、8月に、東京の法政大学現代法研究所で行った。約30名の参加が合った。

(8)「資料蒐集」は日本国内での文献購入と、ニューヨーク、ソウルでの資料購入で勧められている。今後も、続行される。

(9)「リーフレットなどの広報文書の作成」のうち、リーフレットの作成については、7月に、日本語、英語、ハングルの3バージョンを作成した。今後、中国語版を作成するとともに、改訂版の作成に着手する。

(2)「ヨーロッパへの派遣 1名」は、8月~9月に菅研究員で行われる。

(3)「中国での調査 1名」は、11月に金丹研究員で行われる。

- (4) 「GCアニュアル・ミーティングへの派遣 1名」は10月に山崎研究員で行われる。
- (6) 「各グループの研究会 5グループ×5回」は、合同研究会として、5月、6月に行われている。Cグループは関連資料を配布した。Dグループは、研究会を開催した。
- (11) 「韓国での調査 1名」は、Cグループで担当者の人選を進めている。
- (12) 「バンコクへの派遣 1名」は、タイ、ベトナム、インドを調査対象とする方向で担当者の人選を進めている。
- (13) 「国連GC事務所スタッフの招聘」は、8月に執行する予定が延期されたが、間もなく実行される。

3 その後、新たに次の研究計画が立ち上がった。

- (1) 日韓市民社会フォーラム 2008 への参加。1995年から継続して開催されている日韓両国のNGOの交流会である「日韓市民社会フォーラム」が今年も東京で開催され、「国際協力とCSR」の分科会が開催されるので、協力して参加したい。
- (2) GCO人権作業部会への参加。GCOが開催している人権作業部会に、5月の会合（ボストン）に参加した。10月の会合（ボン）以降も継続して参加したい。
- (3) 人権宣言60周年記念「企業と人権に関するセミナー」への参加。12月にパリで開催されるこの会合に参加したい。
- (4) MDGsとGCに関する研究の推進。ピースボート洋上大学の機会を活用して、国連MDGsの担当者との連携を確立したい。秋には、国連広報センター、GCJN、(特活)ほっとけない世界のまずしさ、オリンパスなどと連携して企画を進めたい。
- (5) 人権宣言六十年記念の研究、広報の展開。GCOの発行した「企業と人権」のポスターを翻訳出版して、国連広報センター、GCJN、東京人権啓発企業連絡会、大阪同和・人権問題企業連絡会などと連携して普及したい。「GCと人権」講師団を形成して、各地での記念集会、研修会、啓発講演会などに参加したい。尚、講師派遣については30%の手数料をセンターで徴収する。

4 A～Eの各グループの活動も始まっている。

- Aグループは、GCO発の文書類の翻訳を進めている。
- Bグループは、ヨーロッパ調査、グループの研究会を準備している。
- Cグループは、関連資料の研究、ソウル会合への参加を行い、中国、バンコクへの派遣を準備している。
- Dグループは、消費者の権利に関する研究会を開催した。
- Eグループは、COPの審査に関する研究を進めている。

5 研究員、客員研究員の増員が行われた。所属グループについて若干の整理を行った。原伸子研究員の参加まではすでに報告して6月28日に承認してもらっている。今回は、山

口明子客員研究員、稲垣玲奈委嘱研究員の参加である。8月1日現在のメンバーは別表の通りである。

6 GCOとの連携が確立された。

6月のソウル会合の機会に、GCOのゲオルグ・ケル所長、ソレン・ピターソンアジア地域担当事務局スタッフなどとの連携が確立し、今後の協力が確認された。

7 UNIC、GCJNとの連携が確保された。

国連広報センターとの連携が強化され、妹尾靖子所長代行が夏合宿に参加された。GCJNとの連携が強化され、パートナーシップ合意が締結され、山本茂樹事務局長が継続的に研究会に参加している（夏合宿は欠席）。

8 法政大学内の連携が強化された。

GC研究センターは、法政大学大学院のうち、PRMEに日本で唯一参加している環境マネジメント研究科、秋にCSRの研究所を設立する政策創造研究科との三者連携を推進している。この基盤のうえに、大学の総長が8月1日のソレン・ピターソン講演会にフル参加することとなっていた。講演会は延期されたが、大学内の協力、連携の関係は強化されている。秋以降は、両研究科の若手の研究者がGC研究センターの研究会に参加する。

9 規程の改定を行った。

研究員、客員研究員が、対外的に活動する上での必要性に応じて、第5条、第6条の「副センター長」を「共同代表」に改め、新規規程を直ちに執行したい。当面は、山崎研究員、櫛渕研究員に委嘱し、さらに増員を検討したい。

10 『グローバル・コンパクトの新展開』の後継書籍の発行

3月に刊行した『グローバル・コンパクトの新展開』（法大出版局）は好評で、すでに、発行した1000部のうち、残部が、センター保管分、出版社保管分を合わせても、100部を切っている。今年中に品切れになると予想される。そこで、2009年4月の新学期までに、学生も手にしやすいように、内容を整理して、軽装の書籍を発行したい。前書に掲載した諸論文に加えて、2月研究会（野村）、5月研究会（中嶋）、Dグループ研究会（細川）、ソウル会合報告会（江橋、土屋、金）の報告が記録化されており、夏合宿での9報告も記録化されるので、素材的には十分の用意があることになる。前書発行の出版社等との調整は済んだ。これは、2008年度の研究計画に含められていない新しい計画なので、関連する経費については、外部からの寄付の募集及び予算の一部流用でまかないたい。また、記録については1件8000円とする。以前の分も遡って、征矢さん、土屋さん、大西さんにも支払をする。

添付資料

- (1) 8月1日現在のG C研究センター研究員一覧
- (2) 同グループメンバー一覧
- (3) 国連グローバル・コンパクト研究センター規程 (抄)

<質疑応答>

山崎研究員：これまでの経過についての報告と新たな提案の承認のお願いについてでございました。この2件について宜しいですか？ (5)、(9)、(10)と新たな提案がありましたが、この3件についてどうですか？

参加者：記録について1件とは何をもって1件とするのでしょうか。

江橋研究員：微妙な問題でして。記録を外部から入れようかと思ったのですが、それを内部に依頼しました。本来支払う予定だったので出しました。1件8000円ですが、時間についてはボヤックと言ってみました。

参加者：記録には責任が生じます。だからこそ明確にすべきことかと思います。それから記録にあたっては2時間が集中の限界です。かなりの労力がかかるもので、一人に負担がかかると大変です。

江橋研究員：1件とは2～3時間かからないものということで。

参加者：それなら時給として考える方が良いというのが私の感想です。それから規程の改正のあたりが良く分かりません。

9ですが、9規程の改定を行った。研究員、客員研究員が、対外的に活動する上での必要性に応じて、第5条、第6条の「副センター長」を「共同代表」に改め、新規程を直ちに執行したい。当面は、山崎研究員、櫛淵研究員に委嘱し、さらに増員を検討したい、とあります。対外的に活動する上でとありますが、暫定的なものなのか必要に応じて継続するのか、ということです。改正規程2条に職務の代行についての規定がありますが、この共同代行について、学外の先生に頼むということで良いのでしょうか。学外の先生というのはなぜなのかということをお尋ねします。

江橋研究員：調査をする場合など私に届出をしていただき、共同代表として行っていただきたいという趣旨です。継続的に共同代表は続けてほしいと思っています。基本的に事故はあまり考えてはいません。大学から何か言われたら学内で共同代表を足すという感じだと思います。

参加者：こういった研究プロジェクトに参加する・しないでは、かなり辛酸をなめてきたので、その辺を含めて、自分自身を含めて心配になりましたので質問させていただきました。

参加者山崎研究員：この件で私が発言するのは適切ではないのかもしれませんが、事故があったときは法政所属の人でないと規程的にはバランスとして成立しないのではないのでしょうか？

江橋研究員：この上に現法研規程がありまして、これがオフィシャルな規程です。実際にもし何かあったら現代法規程に基づいていくと思います。プロジェクトとしての規程はあるのだが、最終的にはこちらから何を言ってもやはり現法研の規程に従っていくことになります。

参加者山崎研究員：規程の質が変わっているのです、ここの規程はそのままに残しておいた方が良くはないかと思えます。副センター長を残しておいて内部から選任するのはいかがでしょうか？

参加者：共同代表と副センター長の役割が違うのであれば、6条はそのまま残すべきではないのでしょうか？

参加者山崎研究員：実質的に共同代表という役割を作るということでアド・ホック共同もあり、と言う話もあります。現在2名の名前が出ていますが、どんな期間で見ていくのでしょうか？

江橋研究員：私がセンター長をしている間は続けて頂きたい。普通は時期を決める必要はないのではないのでしょうか？

参加者山崎研究員：通常の組織と違って柔軟、しなやかな対応ですね（笑）。

参加者：名前を入れて頂いていますが、私としては中期的の方が良いです。

山崎研究員：形式的にも文面にも議論があったようですが。

江橋研究員：とりあえずここで決めておいて、後で再検討します。

山崎研究員：共同代表についてはセンター長同様の任期として、趣旨は先ほどおっしゃった通りでということ。6条はそのままいくか、あるいは新たな条文を作るかについては次回の幹事会とこの研究会後の全体の報告の場で詳細を提示していただき再度検討ということになります。

江橋研究員：副センター長という名前があまり良くないと思っています。センター長に何かあった場合のポジションについて置きたかったのです。

参加者：私が上席研究員ということについては宜しいのでしょうか？

江橋研究員：庄司先生は敬愛大学の研究所で責任者をされているので、上席としておいただけです。

山崎研究員：庄司先生の上席から客員に修正ということで、また規程9条については趣旨に御同意いただくということで宜しいのでしょうか？

江橋研究員：私としては共同代表という名称をご理解いただきたい。また事故のときの代理について副センター長という名称を残すのかは幹事会の方に提案させて下さい。

本については良いのでしょうか？ 報告された方には執筆義務が生じますから。

山崎研究員：報告者については11月末位までという原稿締め切りの執筆義務が生じますの

で心に深く刻んでおいてください。

参加者：博士後期過程から修士課程に所属を書き変えて下さい。

山崎研究員：意見交換など以上にさせていただきます。長丁場となりましたが、合宿お疲れ様でした。最後に江橋先生からお願いします。

江橋研究員：2日間、ありがとうございました。1日の翻訳会から参加された方は3日間、ありがとうございました。

昨日の懇親会では、経営者の田邊恵三さんという方がグローバル・コンパクトセンターの活動に理解がありまして、10万円ほど全部の費用を持ってくれました。向こう側の好意でございまして、自費負担は一切なしになりました。是非、「コリアンダイニングしゃら亭」という名前を覚えておいて下さい。また何かのときにお使いく下さい、とのことでした。

山崎研究員：コリアンダイニングしゃら亭、そして全ての皆様に感謝し拍手しましょう。事務局の田代君、記録係りの三人にも熱い拍手を。

江橋研究員：参加にあたって使ったものは後日清算してお渡しいたします。

<添付資料>

グローバル・コンパクト構成員一覧

センター長

江橋 崇 法政大学教授

上席研究員

有馬 利夫 国連GCボード、富士ゼロックス

有馬 真喜子 ユニフェム日本国内委員会理事長

岸本 幸子 PRC事務局長

後藤 敏彦 GRI日本フォーラム代表理事

白石 理 アジア・太平洋人権情報センター所長

高島 肇久 学習院大学特別客員教授

多田 博之 GCJN元臨時事務局長、アマタ株式会社

谷山 博史 JVC代表理事

寺中 誠 アムネスティ・インターナショナル日本事務局長

友永 健三 部落解放・人権研究所所長

中嶋 滋 ILO理事、連合国際代表

野村 彰男 元国連広報センター所長

福山 真劫 平和フォーラム事務局長

武者小路 公秀 反差別国際運動日本委員会理事長

森原 秀樹 反差別国際運動事務局長

和田 献一 部落解放同盟栃木県連委員長

研究員

後藤 一美 法政大学教授
菅 富美枝 法政大学准教授
建石 真公子 法政大学教授
長谷川 祐弘 法政大学教授
原 伸子 法政大学教授
森田 章夫 法政大学教授

客員研究員

阿久澤 麻理子 兵庫県立大学准教授
梅田 徹 麗澤大学教授
大西 祥世 椛山女学園大学講師
金子 匡良 高松短期大学講師
窪 誠 大阪産業大学教授
櫛渕 万里 ピースボート前事務局長、明治学院大学客員教授
庄司 真理子 敬愛大学教授
神 陽子 神奈川工科大学非常勤講師
中村 義幸 明治大学教授
細川 幸一 日本女子大学准教授
三浦 聡 名古屋大学大学院教授
山崎 公士 新潟大学法科大学院教授
金 丹 法政大学大学院博士後期課程
菅原 絵美 大阪大学大学院博士後期課程
土屋 仁美 法政大学大学院博士後期課程
田代 正彦 法政大学大学院博士後期課程
山口 明子 慶應大学大学院修士課程修了

委嘱研究員

征矢 葉子 法政大学大学院修士課程
高木 章成 法政大学大学院博士後期課程
稲垣 玲奈 法政大学大学院修士課程

(以上、五十音順、2008年8月1日現在)

グループ・メンバー一覧

A「国連における国連 GC の展開」研究グループ 幹事：山崎公士
(森田・窪・菅原・田代・梅田・稲垣)

B「国連 GC と政府の関係」研究グループ 幹事：金子匡良
(建石・江橋・菅・大西・田代・高木・征矢)

C「東アジアにおける国連 GC の展開」研究グループ 幹事：江橋崇
(後藤・建石・阿久澤・菅原・金・土屋・櫛渕・征矢)

D「GC10 の増補と実効性強化」研究グループ 幹事：菅富美枝
(菅・細川・金子・阿久澤・大西・土屋・山口)

E「国連 GC の実質化推進システム」研究グループ 幹事：菅原絵美
(長谷川・窪・山崎・細川・三浦・神)

(2008年8月1日現在)

国連グローバル・コンパクト研究センター規程 (抄)

(構成員)

第5条 センターにおいて研究活動を行う者を構成員と呼び、以下の者をあてる。

センター長	1名
共同代表 (旧 ; 副センター長)	若干名
上席研究員	若干名
研究員	若干名
客員研究員	若干名
委嘱研究員	若干名
研究補助員	若干名

(センター長)

第6条

5 センター長は、業務遂行上必要のあるときは、研究員の中から共同代表 (旧 ; 副センター長) を委嘱することができる。共同代表 (旧 ; 副センター長) は、センター長を補佐して、センターの業務を行い、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

付 則

- 3 この規程は、2008年8月1日から施行する。